

青森県報

号外第五号

令和六年
二月二十八日
(水曜日)

目次

選挙管理委員会

- 大鰐町議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決……………(事務局)…一
- 右 同……………(同)…一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十一号

令和四年十二月四日執行の大鰐町議会議員一般選挙における当選の効力に関し、南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田八〇番地ニメゾン中野一〇三号、竹内富士子から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決したので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百十五条の規定により告示する。

令和六年二月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

裁 書

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田80番地2 メゾン中野103号
審査申立人 竹 内 富士子

審査申立人(以下「申立人」という。)から令和5年4月14日付けで提起された令和4年12月4日執行の大鰐町議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、青森県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、以下のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)に対し、大鰐町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が令和5年3月29日付けで行った申立人の当選を無効とする決定(以下「原決定」という。)を取り消す。

審査の申立ての趣旨及び理由

第1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における当選人であり、本件異議の申出について、町委員会が行った原決定を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消す裁決を求めて審査を申し立てたものである。

第2 審査の申立ての理由

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

1 令和4年9月4日以降の生活の本拠について

(1) 申立人の大鰐町の自宅アパート(以下「大鰐町アパート」という。)には風呂場、トイレ及び洗面所のほか、冷蔵庫、電子レンジ、食器、寝具等を備えており、生活の本拠として居住可能な状態であった。

(2) 申立人は大鰐町アパートにて朝7時頃に起床し、朝食を取った後、日中は町内政治活動又は弘前市の持ち家(以下「弘前市持ち家」という。)にて宗教活動を行い、コンビニ等で昼食を済ませ、19時以降に帰宅し、購入した弁当等で夕食を済ませ、就寝するといった生活であり、帰宅後は洗濯も行っていた。

(3) 申立人名義の免許証、車検証、自賠責保険証明書及び任意保険契約証明書には大鰐町アパートの住所が記載されている。

(4) したがって、この間の寝食を含めた申立人の生活は主として大鰐町アパートで行

われていたのであり、大鰐町アパートは「客観的に生活の本拠たる実体を具備」していたと言え、申立人の「住所」は大鰐町アパートにあったと認定されるべきものである。

- (5) 申立人が手帳で確認したところ、原決定で申立人が大鰐町に居住していないと見なされた令和4年9月4日から同年10月31日までの58日のうち、大鰐町の活動日数は47日間(当該期間の81%)、宿泊日数は48日間(82.8%)となっている。
- 2 大鰐町アパートの光熱水費の上昇について
 - (1) 電気使用量について、令和4年11月末まで1人世帯の基準値を下回っていることについては、日中の政治活動及び宗教活動によるものであり、1週間のうち6日間程度、大鰐町アパートを生活の本拠としていた事実と矛盾しない。
 - (2) 令和4年12月請求(同年10月19日～11月17日使用分)の電気使用量の上昇については、同年11月6日に37度以上の発熱があり、同月下旬にかけて大鰐町アパートにて静養する時間が増えたことに伴い、水道光熱費が上昇したものである。
 - (3) さらに、令和5年1月請求(令和4年11月18日～12月18日使用分)の電気使用量が277kWhと増加している点については、令和4年12月4日の投票票終了後、政治活動及び選挙活動の疲れを取るため、大鰐町アパートで静養したことに伴うものである。
 - (4) 令和4年9月請求(同年8月11日～9月10日使用分)、同年10月請求(同年9月11日～10月10日使用分)のガス使用量について、1人世帯のガス使用量の目安を下回っていた理由は、日中の政治活動及び宗教活動によるものである。
 - (5) 令和4年11月請求(同年10月11日～11月10日使用分)、同年12月請求(同年11月11日～12月10日使用分)のガス使用量の上昇は、気温の低下と前述した体調不良により、大鰐町アパートで静養していたことに伴うものである。
 - (6) 水道使用量について、1人世帯の月平均使用量は8.1m³であるところ、令和4年9月4日から同年12月4日までの間(以下「本件期間」という。))において最も低かった令和4年10月検針分(同年9月2日～10月1日使用分)の使用量を見ても、6m³である。
- 申立人は毎月20日以上、花の湯温泉(平川市)を利用していたため、大鰐町アパートの浴室を利用する機会はほとんどなく、入浴のための水道使用がないことを考慮すれば、平均的な水道使用が行われていると言え、大鰐町アパートで洗濯を行っていたとの主張を裏付けるものである。
- (7) したがって、申立人の投票票前後の日中の行動を考慮に入れば、大鰐町アパートの光熱費の推移は、本件期間中、1週間のうち6日間程度の寝食等の生活について大鰐町アパートで行っていたことと整合する。
- 3 弘前市持ち家の電気代の減少について
 - (1) 原決定は、弘前市持ち家について、宗教学者幸福の科学(以下「幸福の科学」という。)の拠点・布教所としての活動状況を考慮に入れておらず、誤りである。

(2) 弘前市持ち家の玄関には拠点・布教所の表札が掲げられており、1階部分には祭壇、モニターが設置され、月2回程度の集いに加えて、経典学習会や法談等の宗教活動が継続的に行われていたが、令和4年12月支払(同年11月2日～12月1日使用分)の期間においては、申立人及び一緒に宗教活動を行っていた仲間(以下「宗教仲間」という。)が大鰐町の政治活動ないしその応援に入り、弘前市持ち家での宗教活動が減少していたため、電気代が減少したものである。

(3) 弘前市持ち家のガス使用量について、原決定では年間を通して弘前市における1人世帯の使用量の目安の半分を下回っているとし、水道使用量についても令和4月及び5月以外は基本料金のみを支払いであるとしている。

これは本件期間中に弘前市持ち家においてガスや水道の使用がほとんど行われていないことを意味し、生活の本拠としていないことを端的に示している。

(4) したがって、令和4年12月の弘前市持ち家の水道光熱費の減少は、申立人及び宗教仲間の日中の活動状況の変化を示すにすぎず、ガス及び水道の使用量は、住所が弘前市持ち家にはなかったことを示しているため、水道光熱費の金額を根拠に同年10月以前においての弘前市持ち家での申立人の居住を推認する原決定は誤りである。

4 カソリンの購入金額について

(1) 原決定は申立人が遠距離走行したことや、支援者の送迎を行ったことを考慮に入れている。

(2) 申立人が本件期間を目処に遠距離走行したケースとして、令和4年8月31日～9月1日幸福の科学秋田田沢湖正心館(以下「正心館」という。)(往復264km)、同年9月21日幸福の科学青森支部精舎(往復100km)、同年9月30日～10月1日正心館(往復264km)、同年11月3日～4日正心館(往復264km)が挙げられる。

(3) 申立人は宗教活動のために弘前市持ち家に通っているとともに、本件期間の特殊要因として、宗教仲間を弘前駅まで迎えることも頻繁にあった。

(4) 申立人が宗教活動のために幸福の科学の拠点・布教所に通うことは「信教の自由」の行使であり、このことによって弘前市持ち家に生活の本拠があると見なされ、当選無効などの不利益を被るようなことがあれば「信教の自由」の侵害である。

5 周辺住民の聞き取り調査について

(1) 町委員会の聞き取り調査結果においても、住民1、住民3～住民5は申立人が大鰐町アパートに住んでいることについて証言している。

(2) 他方、弘前市持ち家については、4名の住民の聞き取り調査において、申立人が住んでいるという証言は1つもない。

(3) これらの聞き取り調査の結果は、町委員会が中立的な立場で調査した結果であり、申立人に特段有利な証言をする動機は見当たらないところ、その内容も具体的であり、明らかに申立人が令和4年9月以降、大鰐町アパートに居住していることを示すものであって、原決定は調査結果を過小評価している。

争 点

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住居を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と定め、法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると定めている。

したがって、当選人が本件選挙において被選挙権を有するためには、本件選挙が執行された令和4年12月4日の時点で引き続き3か月以上、すなわち本件期間（令和4年9月4日から同年12月4日までの間）、大鰐町に住居を有していたかが争点となる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法と認めて受理し、町委員会から弁明書を徴し、申立人から反論書の提出を受けた。

また、町委員会及び申立人から証拠書類及び証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を受けるとともに、申立人に対する質問や大鰐町アパート及び弘前市持ち家の検証等を行うなどして事実関係を精査し、慎重に審理を行った。

第 1 当委員会における審理経過

1 本件審査の申立てに対する町委員会の弁明

(1) 令和4年9月4日以降の生活の本拠について

ア 申立人が本件期間、大鰐町アパートに生活に必要な備品を備えていたという点は認めらる。

イ 年間を通じて大鰐町アパートの水道光熱費が県内の1人暮らしの平均を大きく下回っており、選挙期日が近づく令和4年11月頃から大幅に増加し、一方で相対的に弘前市持ち家の水道光熱費が大幅に減少している状況から、「週6日程度、大鰐町アパートで寝泊まりしていた」という点は、否認する。

ウ 申立人の住所は、大鰐町アパートであったと認定されるべきものという点は、否認する。

エ 令和4年12月26日に実施した町委員会における証人尋問（以下「証人尋問」という。）では、弘前市持ち家について「週に1回程度は弘前市持ち家の方に行って、一般質問や町政報告の作成等をしており、遅いときは泊まる場合もある。その他、生活に使うものや必要な本を取りに行く」旨の証言をしている。また、「1階部分は幸福の科学に提供しており、地域の信者に活用していただいている。」との証言

により、申立人の宗教活動については、言及されていないため、不知。

オ 決定書では、手帳による活動・相談等の記録や地域活動への参加状況の記載をしているが、これが直接的な当選無効の決定の根拠となったものではない。

決定書にも記載のとおり、日中活動を大鰐町内で行ったためそのまま大鰐町アパートに宿泊したと考えるのは適当ではなく、弘前市持ち家に行った可能性も否定できないため否認する。

(2) 電気・ガス・水道使用量について

ア 令和4年11月まで基準を下回っているのは、日中の政治活動や宗教活動に原因があるものと主張しているが、有権者のうち、1次産業者が人口の大半を占め、夏場は朝から晩まで農作業を行い、出稼ぎや共働き世帯が多い豪雪地帯の大鰐町において、冬期間においても夏場と同様、年中週6日程度、政治活動や宗教活動を行うことは不自然であり否認する。

イ 証人尋問において通院状況を聞いたところ、3か月に1度、歯科の通院の証言はあったが、令和4年11月6日からの発熱及びそれに伴う通院は不知。

ウ 令和4年11月6日の発熱の発症について、同月8日の病院受診後、同月下旬まで大鰐町アパートで静養していたとのことであるが、申立人提出の滞在場所調べより、同月8日及び13日は弘前市持ち家に滞在したとの記載があり、療養場所が矛盾するため否認する。

エ 令和4年11月8日から同月下旬まで静養したとのことであるが、同月22日には、立候補届出書類の事前審査を完了させ、その間も複数回、書類の検査や議会活動で来庁していることから、大鰐町アパートで療養していたことは否認する。

オ 「令和5年1月請求の電気使用量の増加は、選挙運動の疲れをとるため、日中も外に出ず大鰐町アパートにいたことが多かったことによる」と主張しているが、町委員会に対し、令和5年1月に申立人が湯野川原地区において、「個別訪問し、町議選の御礼参りと、大鰐町に住んでいるのに住所要件がない旨の訴えがあった」と言っている。」との情報提供があったことから、その点は否認する。

カ ガス使用量について、通年を通して使用量が基準を大幅に下回っている。また、気温が低下する冬期にガスの使用が増える」と主張しているが、令和4年1月から3月までの使用量は低水準であり、矛盾するため否認する。

キ 水道使用量については、毎月20日以上、花の湯温泉（平川市）を利用していたと主張しているが、証人尋問においては、come（大鰐町内）、青柳会館（大鰐町内）、たまに庭ヶ間のあいのりに行ったり、花咲温泉（弘前市持ち家の最寄り）に行ったりしたとの証言はあったが、花の湯温泉の利用に関する証言はなく、不知。

ク 水道使用量に対する申立について「浴室を利用する機会はほとんどなく、平均的な水道使用が行われている」と言え、大鰐町アパートで洗濯を行っていたことを裏付ける」という主張であるが、令和4年11月1日検針分以降の大幅な使用水量

の上昇に関する説明としては不十分であり否認する。

ケ 以上の内容から、申立人の主張する「大鰐町アパートの光熱水費の推移は、本件期間中、1週間のうち6日間程度の寝食等の生活について、大鰐町アパートで行っていたことと整合する」とする点を否認する。

(3) 弘前市持ち家の電気使用量の減少について

ア 弘前市持ち家が幸福の科学の弘前拠点となっており、月2回程度の集いがあることは、証人尋問にて申立人が主張しているため認める。

しかし、証人尋問では、「(弘前市持ち家で)週に何回か集まったりとか、月に何回か集まったりという活動に使われていることでよいか。」との問いに対し、申立人からは「月2回くらい集いをやって、そのくらいですわね。」との証言があった。宗教学法における活動が多岐にわたるものであることは認めるが、申立人の証言とは大幅に食い違う内容である。

近隣住民への聞き取りでは、申立人が来れば車庫に車両を入れるため、来ればわかるとの証言はあったが、幸福の科学の集会在が頻繁に行われているという証言はなかった。

併せて、弘前市持ち家の電気使用量が減少した理由として、令和4年11月2日から同年12月1日までの間、申立人と宗教仲間が大鰐町の政治活動や応援に入り、電気代が減少したとの主張であるが、同年11月6日から同月下旬まで体調不良により静養したとの主張と一致しないため否認する。

イ 弘前市持ち家における水道及びガスの使用については、宗教活動による多少の使用は認めるものの、大鰐町アパートと弘前市持ち家の光熱水費を併用しながら使用した点を考慮すれば、決定書との整合性が取れるため、申立書の内容を否認する。

(4) ガソリンの購入金額について

ア 令和4年9月30日から同年10月1日にかけて、正心館→遠距離走行したとの主張があるが、申立人提出の滞在場所の調べでは、同年9月30日の滞在地は大鰐町となっておりそのため否認する。

イ 町委員会が給油金額から計算した走行距離は、請求月令和4年10月(令和4年9月給油分)が、1,701kmの走行と試算しており、過去1年間では最大の給油量及び走行距離となっている。遠距離走行を加味したとしても、合わせて364kmとなり、残り1,337kmの裏付けとはならない。

ウ 申立人が遠距離走行をしたことや支援者の送迎を行ったことは、証言されておらず不知。

エ 町委員会の決定は、申立人の「信教の自由」に対して何ら主張しておらず、対象期間の居住実態及び生活の本拠について述べたものであり、当選無効の決定と、その不利益による「信教の自由」の侵害関係とは相関関係にないことから、決定

書の内容の正当性を認め、申立人のガソリン購入金額に対する主張を否認する。
(5) 周辺住人への聞き取り調査について

どの住民も24時間365日、申立人と行動を共にしていたわけではなく、場面場面ににおける、客観的な感覚による証言を行っている。よって、決定書の内容の正当性を認め否認する。

なお、県選挙管理委員会において、大鰐町アパート及び弘前市持ち家に係る光熱水費について、令和4年の使用状況と比較するため、今現在に至るまでの証拠物件を提出させ、居住実態の審理及び判断をさせていただきたい。

以上のことから、本件期間において、全生活の中心を大鰐町の現住所地に置いているとは認定し難く、本件異議の申出に対して町委員会が申立人の当選を無効とした決定を取り消す裁決を求める申立人の主張には理由がない。

2 町委員会の弁明に対する申立人の反論

(1) 令和4年9月4日以降の生活の本拠について

町委員会の弁明は、申立書の認否にとどまるため、反論の要を見ない。

(2) 電気・ガス・水道使用量について

ア 1(2)アについて、申立人は、令和4年11月6日の寒熱以降、「大鰐町アパートで静養する時間が多くなった」[令和4年12月4日の投票票終了後、それまでの政治活動及び選挙運動の疲れをとるため、日中も外に出ずに大鰐町アパートにすることが多かった]と主張しているのである。

すなわち、申立人は、令和4年11月以降の冬期間において大鰐町アパートにいる機会が増えたと主張しているのであって、夏場と同様に週6日政治活動や宗教活動を行っているという主張ではないため、弁明内容は申立人の主張を排斥する理由とはならない。

イ 1(2)イについて、町委員会の弁明は、申立書の認否にとどまるため、反論の要を見ない。

ウ 1(2)ウについて、申立人は、令和4年11月6日以降、「大鰐町アパート内で静養する時間が多くなった」と主張しているのであって、「毎日大鰐町アパートで静養していた」と主張しているわけではないため、同年11月6日以降において、弘前市持ち家で静養する日があったことは、申立書の記載と矛盾しない。

エ 1(2)エについて、申立人は、当時、立候補準備手続や議員活動として、役場や公民館等に何回か行くことはあったが、それ以外の時間においては、主として大鰐町アパートで横になり静養していた状態であった。また、申立人は、令和4年11月下旬以降も投票日まで本調子ではなく、昼休みなどに2時間ほど大鰐町アパートで休憩を入れていた。

したがって、申立人の書類の審査や議会活動での来庁は、それ以外の時間の多くについて大鰐町アパートで静養していたとの申立人の主張を否定する理由とは

ならない。

オ 1 (2)オについて、令和5年1月請求の電気使用量は、「令和4年11月18日～12月18日使用分」の電気料金であり、弁明書にある申立人の令和5年1月24日の行動は同年1月請求の電気使用量とは何ら関係なく、町委員会の弁明内容は失当である。

カ 1 (2)カについて、本件期間以前の申立人の行動は無関係であり、弘前市持ち家を含めて通年を通じてガス使用量が基準を下回っていることは、申立人が節約生活を送っているため、ガス使用量が少なくても居住していないことにはならないことを示唆する事実ではあっても、申立人の主張を否定する根拠とはならない。

また、大鰐町アパートにおける令和4年10月請求（同年9月11日～10月10日使用分）のガス使用量は2.3㎡であり、同年9月中旬から10月上旬にかけてのガス使用量が、決定書に記載のある1人世帯の使用量の目安である、夏季2.8㎡を大幅に下回っているとも言えない。

また、申立人は、令和4年1月から3月を通して、日中、大鰐町の町民の声を聴いて回ること、大鰐町アパートの雪かきを行うこと、弘前の幸福の科学の支部を訪問すること、弘前市持ち家でご法話等を視聴することなどを行っており、大鰐町アパート以外での日中の活動が多かったものである。

すなわち、一般的に冬季にガス使用量が増えることは原決定の説明にもあるところであるが、令和4年1月から3月までと、同年11月以降では、同じ冬季でも、申立人の日中の活動内容等が大幅に異なっていたため、水道光熱費が異なる結果になったに過ぎない。したがって、町委員会の弁明は、本件期間中、主として大鰐町アパートに居住していたとの申立人の主張の真実性を否定する理由とはならない。

キ 1 (2)キについて、水道光熱費と申立人の主張との整合性との関係では、大鰐町アパートの風呂を使用していたか否かが重要であるところ、申立人が主として風呂を使用せず、外部の温泉に行っていたことについて、申立人の主張は一貫しているのであり、いずれの外部の温泉を使用していたかは無関係である。

なお、申立人は、尋問において、「花の湯温泉」を指して、誤って「花咲温泉」と述べたものである。その点について、申立人の証言が不正確であったので、訂正する。

ク 1 (2)クについて、本件期間中、最も低かった令和4年10月検針（同年9月2日～10月1日使用分）の水道使用量についても、6㎡である。

しかるところ、水道使用量の増加は、同年12月検針の使用量11㎡と比較して5㎡の増加にとどまるものであり2倍を超えるものではない。そして、この増加は、その期間中の同年11月6日から11月下旬にかけて、体調不良のため日中は大鰐町アパートにすることが多く、風呂・調理に伴うガス・水道代が余計にかかったこ

とによるものであることは申立書にて主張したとおりである。

したがって、申立人の水道使用量の増加分である5㎡は、日中の生活内容に大きな変化があったとの理由を主張済みであるため、申立人の主張が不十分であるとの弁明書の理解は誤りである。

(3) 弘前市持ち家の電気使用量について

ア 1 (3)ア前段について、申立人は、証人尋問においては、宗教活動について、詳細に立ち入る必要はないと考えて簡潔に回答したに過ぎず、証人尋問で回答しなかったからと言って、月に2回ぐらいの集い以外の宗教活動を行っていないことにはならない。

また、「宗教法人における活動が多岐にわたる」ことは町委員会も認めるところ、申立人らは、弘前市持ち家において、集会以外に、お祈りや経文読誦、經典学習会、法友（信者）との法談、悩み相談、新規御法話等の配信等の宗教活動を継続的に行っていることは申立書に記載したとおりである。

イ 1 (3)イ後段について、申立人が体調不良で大鰐町アパートにいる時間が増えたことは、申立人がその時間以外において、宗教仲間と共に大鰐町で政治活動を行うことがあったことや、宗教仲間が、弘前市持ち家での宗教活動の時間を減らして大鰐町の政治活動の時間を増やすことと両立する事実であり、申立人の主張に矛盾はないため、弁明内容は誤りである。

ウ したがって、令和4年12月支払（同年11月2日～12月1日使用分）の期間においては、申立人の体調不良及び一緒に活動を行っていた宗教仲間が、大鰐町の政治活動ないし、その応援に入ったことにより、弘前市持ち家での宗教活動の活動量が減少していた。これにより、同期間の弘前市持ち家の電気使用量が減少したのである。

エ 1 (3)エについて、弘前市持ち家において、令和4年12月請求（同年11月2日～12月1日使用分）から令和5年1月請求（令和4年12月2日～令和5年1月4日使用分）にかけて、電気使用量が141kWhから222kWhへと約1.6倍に増加しているところ、大鰐町アパートにおいても、令和4年12月請求（同年10月19日～11月17日使用分）から令和5年1月請求（令和4年11月18日～12月18日使用分）にかけて、電気使用量が140kWhから277kWhへと約2倍に増加している。

すなわち、大鰐町アパート及び弘前市持ち家における令和4年11月から12月にかけての電気使用量の推移は、反比例の関係になく、申立書における主張のとおり、申立人の日中の行動の変化や申立人の仲間の宗教活動の増減を考慮に入れないれば説明がつかないことを示している。

オ また、本件期間中の弘前市持ち家のガス使用量は、0～1㎡であり、大鰐町アパートのガス使用量を大幅に下回っている。さらに、本件期間中の弘前市持ち家の水道使用量は、1人世帯の月平均使用水

量8.1㎡をいずれも下回る4～7㎡である。

本件期間中に申立人や宗教仲間による宗教活動も行われていたため、これに伴い茶菓の提供やトイレ使用のために水道の使用があったことを考慮に入れば、いずれも対象期間中に弘前市持ち家に本拠があったとする原決定と著しく矛盾する。

カ したがって、電気使用量の推移は反比例しているとの原決定、及び、弘前市持ち家におけるガス及び水道使用量の推移は、原決定と整合性がとれているとの町委員会の弁明が誤りであることは、いずれも明白である。

(4) ガソリンの購入金額について

ア 大鰐町を生活の本拠として、弘前市持ち家に昼間、宗教活動のために立ち寄る場合と、弘前市持ち家を生活の本拠として、大鰐町で昼間政治活動を行った場合と比較すると、いずれも、大鰐町と弘前市を一往復することになる点で、走行距離は同一である。

すなわち、ガソリンの購入金額及びそこから推測される申立人の走行距離は、生活の本拠が大鰐町アパートと弘前市持ち家がいずれにあるかを推認させる事実とはならず、移動距離が多いことをもって、弘前市持ち家に生活の本拠があることを推認する原決定は誤りである。

イ また、申立人は主として、町内の唐牛地域、島田地域、早瀬野地域及び三ツ目内地域等を1か月で20回程度は回っていると記憶しているところ、各地域への大鰐町アパートからの距離は往復で平均約13kmであるため、これにより、毎月260km程度は走行していることになる。

さらに、申立人は、弘前駅への支援者の送迎を1か月で15回程度行っていると記憶しているところ、弘前駅と大鰐町アパートの往復の距離は約26kmであるため、これにより、毎月390km程度は走行していることになる。

そのうえ、申立人は花の湯温泉を月20回程度使用しているところ、大鰐町アパートとの往復の距離は約10kmであるため、これにより、毎月200km程度は走行していることになる。

申立人は、以上を通じて、毎月850km程度は走行していることとなるため、これに加えて大鰐町アパートと弘前市持ち家とを月に数回程度は往復することで、月1,000kmの走行距離は優に超えることとなる。

ウ なお、潜在場所調べの令和4年9月30日の潜在地の記載は誤りであり、実際には、申立人は、同日、正心館に宿泊しているため、その点について訂正する。

(5) 周辺住人への聞き取り調査について

ア 令和4年秋以降の申立人の大鰐町アパートにおける居住を否定する者は一人もいない上、特に住民5の供述はアパートへの回覧物を直接持って行っている者の具体的供述であり、その供述が重視されることは当然である。

・住民5「申立人は、アパートに住んでいる…申立人の部屋に電気が付いていることが多い、…アパートへの回覧物は、私が直接持って行っているが、申立人がこの3か月大鰐に住んでいないということはない。」

イ 弘前市持ち家については、4名の住民の聞き取り調査において、申立人が住んでいるとの証言は1件もなく、特に、住民2は、「夏から最近までは、ずっと夜も電気がついていない日が多かった」、住民3は、「週に何回も来ているという感じではない。回覧板が申立人の家で止まって困っている」と具体的に供述する。

ウ 弁明書においても「客観的な」感覚に基づき証言であると認めているところ、仮に、原決定にある通り、令和4年9月から10月にかけて、申立人が大鰐町アパートではなく、弘前市持ち家に住んでいるとすれば、このように、合計9名もの客観的な聞き取り調査において、申立人が大鰐町アパートではなく弘前市持ち家に住んでいるとの供述をする者が1名もいないなどという結果になることはあり得ない。

これらの証言につき、その信用性を安易に否定する町委員会の弁明が恣意的であつて誤りであることは明らかである。

以上のとおり、町委員会は、自らの聞き取り調査によつても、申立人が大鰐町アパートに住んでいるとの結果を得ていたにも関わらず、申立人の本件期間中の具体的な日中の行動を確認することなく、申立人の日中の行動によつて大きく変動し得る水道光熱費やガソリンの購入金額を恣意的に解釈して、週に6日は大鰐町アパートで寝食していたとの申立人の主張を一方的に虚偽と決めつけるという、著しく公正中立さを欠く判断をしたものであり、町委員会の当選無効の決定は、取り消しを免れない。

3 申立人の説明

申立人に対して職権による質問を実施し、申立人から文書等により提出された回答の概要は以下のとおりである。

(1) 大鰐町アパートにおける申立人の主な生活状況について

ア 令和4年8月～10月にかけては5～7時ごろに起床し、町内でボスティング等の政治・宗教活動を行う。就寝時間は不規則であり、20時～23時ごろであった。

イ 朝食は前日購入したものが、移動中にコンビニ等で購入したもので済ませしており、自炊は行わなかった。また、食事の有無についても不規則であった。

ウ ボスティング等の活動について、令和4年8月は6時半ごろから開始し、一人で午前中に行っていた。同年9月以降は支援者とともに、主に二人で行い、活動時間も17時～18時半ごろまでとなっていた。この際に、申立人が朝に弘前市に支援者を迎えに行っていた。また、午後の活動後は大鰐町アパート・弘前市持ち家の他に19時ごろに幸福の科学の弘前支部に行き、1時間ほど滞在することもあった。

なお、週6日間活動することとしているが、令和4年9月の前半においてはボ

スイング等の活動より、議会準備を中心に行っており、午後に弘前市持ち家に行ることが多かった。

令和4年11月以降は体調を崩したため、不規則な活動状況となった。

ウ 電気の使用状況

(7) 在宅中はリビングにおいて、照明(LED)とCDラジオ、夏期は数日あった寝苦しいときのみエアコンを使用し、冬期は石油ストーブを朝の短い時間と夜の帰宅後、就寝までの間使用していた。リビングにテレビはない。

(4) 時間帯毎の主な使用電化製品は次の通りである。

- ・朝(起床～外出)
- 電子レンジ、給湯器(冬季)
- ・昼(外出日以外の日について)

エアコン(夏季)、石油ストーブ(冬季)

・夜(帰宅～就寝及び就寝中)

照明、電子レンジ、洗濯機、エアコン(夏季)、暖房(冬季)、給湯器(冬季) 日中はほとんど外で活動しているが、弘前市持ち家にて作業をしていることが多く、大鰐町アパートに在宅している時間は短時間である。

そのため、エアコンはほとんど使用しておらず、石油ストーブも、令和4年11月の体調を崩す以前まで、昼はほとんど使用していない。

(9) 常時稼働している電化製品は、冷蔵庫である。

エ 水道の使用状況

(7) 洗濯はほぼ毎日、その日寝起きた場所(大鰐町アパート又は弘前市持ち家)で、主に夜間に行う。洗濯の量について明確な回答はなく、自動洗濯にて行っている(設定水量16～45ℓ)

(4) 大鰐町アパートの風呂は浴場を使用せずに、シャワーも月に1、2回程度で、温泉施設で入浴を済ませている。

オ 灯油について、令和4年10月27日及び同年12月29日にミライフ東日本(株)より各72リットルずつ購入している。なお、令和3年から令和4年の秋冬(本件期間を含む。)に繰り越した灯油は不明である。

カ 申立人不在時における、申立人以外の大鰐町アパートへの立ち入りはなかった。

ク 弘前市持ち家における申立人の主な生活状況について
ア 週1回の頻度で宿泊しているが、議会の準備や宗教活動等で夜遅くなくなってしまった場合なども宿泊しているため、不規則となっている。

弘前市持ち家から大鰐町アパートに帰る時間は不規則であるが、24時を超えてから移動することはない(令和4年8月に1度だけあり)。

また、大鰐町との往來の途中で温泉施設を利用するため、施設の営業時間中に移動したことが多いと思う。

イ 電気の使用状況

(7) 在宅中は照明、テレビ、CDラジオを使用していた。

1階リビングの液晶テレビ及び2階のプラウン管テレビについて、基本的に宗教チャンネルの視聴に使用されている。1階の液晶テレビについては地上波の視聴も可能であるが、申立人は視聴方法について不知。また、2階寝室にあるプラウン管テレビにおいては地上波を視聴している。

(4) 時間帯毎の主な使用電化製品は次の通りである。

- ・朝(起床～外出)
- テレビ、パソコン、電子レンジ、エアコン(夏季)、暖房ラジエーター(冬季)、給湯器(冬季)
- ・昼(外出日以外の日について)
- テレビ、パソコン、エアコン(夏季)、暖房ラジエーター(冬季)、石油ストーブ(冬季)

・夜(帰宅～就寝及び就寝中)

照明、テレビ、パソコン、電子レンジ、洗濯機、エアコン(夏季)、扇風機(夏季)、暖房ラジエーター(冬季)、小型電気ストーブ(冬季)、石油ストーブ(冬季)、給湯器(冬季)

(9) 常時稼働している電化製品は、2階の冷蔵庫、1階のトイレの換気扇、Wi-Fi、テレビアンテナ、電動式水抜栓開閉装置である。

(5) 冷・暖房器具の使用状況について、冷房としてエアコン(1階に1台、2階に1台)を使用。令和4年8月～9月にかけては、同年9月の定例議会に向けて、一般質問の準備のため、午後に弘前市持ち家で作業することが多く、エアコンを使用することが多かったと思われる。また、扇風機(2階に1台)を寝室で利用した。

暖房について、暖房ラジエーターを使用。滞在時に運転しているが、不在時も温まるのに時間を要することから、タイマーを活用し、弘前市持ち家到着の3時間前ころから運転することもある。

その他に2階にて小型の電気ストーブ、1階にて石油ストーブを使用することもある。

(4) 令和4年8月と同年9月以降の電気使用量の比較において、不在時の電気使用量が減少が見られており、その理由として、1階の冷蔵庫は普段コンセントを外しており、使用時のみコンセントを取り付けていたが、同年7月ころに幸福の科学の集い等があり、その際にコンセントの抜き忘れがあり、同年8月下旬の集いでコンセントが外されたと説明があった。

ウ 水道の使用状況

(7) 弘前市持ち家に宿泊した際は、弘前市持ち家において洗濯を行っている。

- (イ) 購入したものを弘前市持ち家で食べたときは、容器を水洗いしている。滞在時間が長いこともあり、弘前市持ち家で食事をとる機会は大鰐町アパートに比べ多かった。
- (ウ) 1階の台所の蛇口及び2階のトイレの水漏れがあった（ただし、トイレについては本件期間内のもか不明瞭であり、蛇口の水漏れは水がにじみ出る程度のものであることを認認）。
- (エ) 令和4年10月請求分まで毎月の水道使用量が高い水準となっている要因について、上記(ウ)の可能性について説明があったが、明確な原因は不明である。
- (オ) 灯油について、暖房用ラジエーターで使用している。時間当たりの灯油使用量は不明であり、1日の運転時間は不規則である。また、在宅時の運転状況として、タイマーを活用している。
- ナ 申立人不在時における、申立人以外の弘前市持ち家への立ち入りについて、宗教仲間複数人に合鍵を渡していたほか、鍵の置き場を共有していたことから、不在時の第三者の立ち入りは可能な状態であった。しかし、本件期間中において、申立人が不在時に、第三者の立ち入りがあったのは、令和4年11月28日～同年12月4日のみであり、他県から選挙活動の応援として来たる者の宿泊場所として提供したものである。3人～4人程度の宿泊であり、浴室の利用はなく、ガス等を使用した炊事はしていないと思う。
- また、合鍵については、平成17年末ころに弘前市持ち家を幸福の科学の拠点として活用することとなったため渡していたものであり、弘前支部（遅くとも平成24年には設置）ができた後は、弘前市持ち家が第三者に使用されているということはない。
- カ その他、弘前市持ち家について
 - (イ) 固定電話及びインターネット環境は整備されている。
 - (ウ) 平成12年に、当時弘前市に幸福の科学の支部などがなかったことから、宗教活動時の活用も視野に、1階部分を団体活動が可能なものとし、2階に住居としての機能を備える形で、弘前市持ち家を建築した。そのため、1階及び2階の両方にトイレ及び台所を備えている。
 - (エ) 滞在場所の調べ（町委員会提出資料）の修正について
滞在場所の調べで大鰐町アパートに宿泊した申出のあった日について、スマートフォンなどの記録により、弘前市持ち家において夜間に有意な電気使用が見られる一方で、大鰐町アパートにおいて夜から早朝まで有意な電気使用が見られない日が複数確認できた。このことについて滞在場所の修正があった。
 - (オ) 宗教活動について
令和4年8月までは月2回程度集い（経典学習会）を行っていたが、それ以降は行っていない。個人活動等として、ご法話の拝聴が多く、月に数十回程度拝聴して

いる。

その他に、布教誌配付の準備、個人相談もしている。令和4年8月下旬には仏法審理学検定試験のために前日準備等も行った。なお、活動記録等は作成していない。

(5) ATMの利用について

通帳記録から、入出金のほとんどが、弘前市持ち家付近で行われていることについて、大鰐町アパートから弘前市持ち家に向かう途中のコンビニにATMがあることや、青森銀行とみちのく銀行間での入出金が度々あるため、両銀行が併設している弘前市のATMを時間節約のため活用していたため、使用頻度が多くなった。

第2 当委員会の判断

1 住所認定についての解釈

住所に係る法令上の定義としては、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、判例では、「選挙に関しては、住所は一人につき一か所に限定されるものと解すべき」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

そして、「選挙権の要件としての住所は、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされており、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移動させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、喪失を生ずるものではなく、また、住所を移動させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移動していなかったときは、住所を移動したものと扱うことはできない」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

2 当委員会が認定した事実

(1) 申立人の住民登録

ア 申立人は平成30年12月18日に同町内の前住所地从り異動し、現在の住所地である南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田80番地2 メゾン中野103号に住民登録しており、以降、住民登録上の住所の異動はない。

イ 住民票によれば、申立人は単身世帯である。

(2) 大鰐町アパートの建物等の状況

ア 大鰐町アパートの賃貸借契約書によれば、賃貸借契約の契約者は申立人であり、建物の名称はメゾン中野1階103号室、所在地は南津軽郡大鰐町大字大鰐字前田80番地2、構造は木造2階建、申立人の居室の専有面積は29.57㎡である。

イ 当委員会が令和5年12月27日に大鰐町アパートで実施した検証の結果、申立人

の居室の間取りは玄関、台所、洗面所、トイレ、浴室及び洋室（8畳）、押入があった。

ウ 大鰐町アパートに置かれていた家財道具等は、主なもので、洋室にはストーブ、エアコン、CDラジオ、ノートパソコン、プリンター、ベッド、椅子、テーブル等があり、ハンガーラックには多数の衣類があった。台所には、冷蔵庫、洗濯機、電子レンジ、ガスコンロ及び掃除用品一式等があった。

(3) 大鰐町アパートの光熱水費等の状況
ア 大鰐町アパートの電気の使用状況

(7) 事業者発行の明細等により確認した大鰐町アパートの電気の使用状況及び総務省家計調査報告の2021年9～12月期から2023年1～3月期までの北海道・東北地域の各四半期ごとの単身世帯の電気料金の平均との比較をまとめると以下のとおりである。

使用年月	使用期間	使用量 (kWh)	料金(円) A	家計調査報告 単身世帯平均 (円) B	A/B (%)
令和3年12月	11/18～12/17	41	1,893	5,532	34.2
令和4年1月	12/18～1/18	80	2,794	8,928	31.3
令和4年2月	1/19～2/16	61	2,426	8,928	27.2
令和4年3月	2/17～3/16	67	2,625	8,928	29.4
令和4年4月	3/17～4/18	46	2,129	6,882	30.9
令和4年5月	4/19～5/19	44	2,097	6,882	30.5
令和4年6月	5/20～6/19	46	2,159	6,882	31.4
令和4年7月	6/20～7/19	38	1,996	6,095	32.7
令和4年8月	7/20～8/18	33	1,902	6,095	31.2
令和4年9月	8/19～9/19	37	2,080	6,096	34.1
令和4年10月	9/20～10/18	35	2,084	6,867	30.3
令和4年11月	10/19～11/17	140	5,707	6,867	83.1
令和5年12月	11/18～12/18	277	11,489	6,867	167.3
令和5年1月	12/19～1/18	233	9,899	11,730	84.4

(4) また、上記の表について、電気料金から基本料金を除き、実際に使用した電気量に応じて請求される従量料金により比較した場合は次のとおりである。

使用年月	使用期間	使用量 (kWh)	料金(円) 【従量分】 A	家計調査報告 単身世帯平均 (円) 【従量分】 B	A/B (%)
令和3年12月	11/18～12/17	41	903	4,377	20.6

令和4年1月	12/18～1/18	80	1,804	7,773	23.2
令和4年2月	1/19～2/16	61	1,436	7,773	18.5
令和4年3月	2/17～3/16	67	1,635	7,773	21.0
令和4年4月	3/17～4/18	46	1,139	5,727	19.9
令和4年5月	4/19～5/19	44	1,107	5,727	19.3
令和4年6月	5/20～6/19	46	1,169	5,727	20.4
令和4年7月	6/20～7/19	38	1,006	4,940	20.4
令和4年8月	7/20～8/18	33	912	4,940	18.5
令和4年9月	8/19～9/19	37	1,090	4,940	22.1
令和4年10月	9/20～10/18	35	1,094	5,712	19.2
令和4年11月	10/19～11/17	140	4,717	5,712	82.6
令和4年12月	11/18～12/18	277	10,499	5,712	183.8
令和5年1月	12/19～1/18	233	8,909	10,575	84.2

※ 大鰐町アパートは事業者発行の明細書より、30アンペア、基本料金990円。

※ 家計調査報告については、東京電力エナジーパートナーの調査による一般家庭の契約アンペア数の平均が34.88アンペア(2015年)であったことから、東北電力の30アンペアと40アンペアの基本料金の平均1,155円を基本料金分として試算。

イ 大鰐町アパート及び弘前市持ち家の時間帯ごとの電気使用量の動きの比較

(7) 大鰐町アパート及び弘前市持ち家に設置されていたスマートメーターにより、本件期間を含む令和4年8月1日から同年4年12月31日までの期間について、24時間にわたり30分ごとの電気使用状況の記録を確認した。

(4) 弘前市持ち家は、後述するとおり、大鰐町アパートよりも大きい一軒家で、設置されている電気製品の数や消費電力も大幅に多いことから、冷蔵庫等により不在時に常時消費される電力や、電気製品使用時の電力消費量の上昇も大鰐町アパートより大きくなるため、次のような考え方により、大鰐町アパートと弘前市持ち家のスマートメーターの比較分析を行った。

(4) 大鰐町アパートの電気使用量の動きに関する考え方

本件期間のうち、申立人が県外に外出・宿泊したと証言している日のスマートメーターの記録を見ると、おおむね規則的に「0.1kWh、0.0kWh×7回、0.1kWh」又は「0.1kWh、0.0kWh×8回、0.1kWh」のように、0.0kWhが続く中で0.1kWhが3時間半おき又は4時間おきに記録されていた。(小数点2位以下切り捨てのため、表示が0.0kWhのときは、0.1kWh未満の電気消費量が累積している。)

このような日は、冷蔵庫のようなおおむね一定の電気消費量で常時稼働するものの電気消費量のみが記録されていると考えられることから、これを大鰐町アパートに人が不在のときの基準とすると、0.1kWhが1時間おき以下の間隔で

記録されたような場合は、家電製品をある程度まとまった時間使用するなど、人為的に電気が使用されたことが推認できることから、これを電気使用量が有意に上昇しているものとした。

(ウ) 弘前市持ち家の電気使用量の動きに関する考え方

弘前市持ち家についても、大鰐町アパートと同じく申立人が不在であった日のスマートメーターの記録を見ると、おおむね0.1kWhが続く中に0.0kWhが30分おきから2時間半おきの間隔で比較的不規則に記録されていたが、0.2kWhを超えることはなかった。なお、多数の電気製品が接続されている場合、待機電力等の合計が比較的不規則な動きとなるのは不自然ではないと考えられる。

そして、これを弘前市持ち家に人が不在の目の基準とすると、0.2kWh以上が1時間以上連続して記録されたような場合は家電製品をある程度まとまった時間使用するなど、人為的に電気が使用されたことが推認できることから、これを電気使用量が有意に上昇しているものとした。

(オ) そして、大鰐町アパートと弘前市持ち家を比較して、朝に最初に電気使用量が有意に上昇し、かつ、前日の夜に最後に電気使用量の有意な上昇があった場合は、その場所で寝起きする前後に電気を使用したとみられることから、前日の夜に当該場所に寝泊まりしたことが推認できる。この基準により、2か所の電気使用量の動きをまとめると、次のとおりであった。なお、夜と朝で電力使用量の有意な上昇がある場所が一致しない等の場合を、疑問日としている。

年月	寝起きしたと推定される場所(日)			
	大鰐町アパート	弘前市持ち家	疑問日	不在日
令和4年9月(27)	14	6	6	1
令和4年10月(31)	20	5	6	0
令和4年11月(30)	27	0	2	1
令和4年12月(4)	4	0	0	0
合計	65	11	14	2

ウ 大鰐町アパートにおける水道の使用状況

事業者発行の明細により確認した大鰐町アパートの水道の使用状況及び東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査の1人世帯の水道使用量の平均をまとめると、次のとおりである。

請求年月	使用期間	使用量(m ³)	東京都水道局1人世帯平均(m ³)
令和4年1月	12/1～1/4	(推定) 3	8.1
令和4年2月	1/4～2/1	(推定) 3	8.1

令和4年3月	2/1～3/1	(推定) 3	8.1
令和4年4月	3/1～4/1	(精算) ー3	8.1
令和4年5月	4/1～5/1	2	8.1
令和4年6月	5/1～6/1	1	8.1
令和4年7月	6/1～7/1	4	8.1
令和4年8月	7/1～8/1	6	8.1
令和4年9月	8/1～9/2	5	8.1
令和4年10月	9/2～10/1	6	8.1
令和4年11月	10/1～11/1	8	8.1
令和4年12月	11/1～12/1	11	8.1
令和5年1月	12/1～1/4	(推定) 8	8.1

※ (推定) としている月は、積雪等により検針をしていないため、(精算)としている月との合計で調整しており当該期間の実際の使用量となる。

エ 大鰐町アパートにおけるプロパンガスの使用量

大鰐町アパートではプロパンガスを使用しており、プロパンガスを使用するのはコンロと給湯である。

事業者発行の明細等により確認した大鰐町アパートのプロパンガスの使用状況及びインターネットのプロパンガス料金比較サイト「enepi(エネピ)」を運営する株式会社じげんの調査による青森県の1人世帯のプロパンガス使用量の平均をまとめると、次のとおりである。

検針年月	使用期間	使用量(m ³) (プロパンガス)	料金比較サイト運営企業調査1人世帯平均(m ³)
令和4年1月	12/8～1/10	0.9	4.6
令和4年2月	1/11～2/10	0.5	7.1
令和4年3月	2/11～3/10	0.9	6.1
令和4年4月	3/11～4/10	1.3	5.3
令和4年5月	4/11～5/10	1.2	5.5
令和4年6月	5/11～6/10	0.7	5.4
令和4年7月	6/11～7/10	1.9	3.6
令和4年8月	7/11～8/10	1.7	4.1
令和4年9月	8/11～9/10	1.9	3.3
令和4年10月	9/11～10/10	2.3	5.3
令和4年11月	10/11～11/10	5.3	7.5

令和4年12月	11/11～12/10	5.5	6.8
令和5年1月	12/11～1/10	4.2	4.6

ナ 大鰐町アパートにおける灯油の使用状況

事業者発行の明細により確認したところによると、申立人は大鰐町アパートにおいて令和4年10月に72リットル、同年12月は72リットルの灯油を購入している。

カ ガソリンの購入状況等

申立人が町委員会に提出した家計簿の記録による月ごとのガソリン購入費用と、経済産業省資源エネルギー庁の石油製品価格調査による青森県のガソリン価格から試算したガソリンの給油量及び申立人の自動車の燃費から試算できる走行距離をまとめると、次のとおりである。

使用年月	給油料金 (円) A	ガソリン単価 (円) B	給油量 (l) A/B=C	走行距離 (km) C×13.9km
令和4年1月	12,018	162.4	74.0	1,029
令和4年2月	14,244	168.8	84.4	1,173
令和4年3月	14,853	171.0	86.9	1,207
令和4年4月	12,985	170.0	76.4	1,062
令和4年5月	12,087	164.1	73.7	1,024
令和4年6月	16,319	168.5	96.8	1,346
令和4年8月	11,216	168.2	66.7	927
令和4年8月	11,848	163.6	72.4	1,006
令和4年9月	7,885	163.8	48.1	669
令和4年10月	20,083	163.0	123.2	1,712
令和4年11月	13,751	162.5	84.6	1,176
令和4年12月	14,554	162.8	89.4	1,243

(4) 申立人の生活・活動の状況

ア レジントやATMの取引記録、議会の出席記録等の客観的資料により確認できた買い物、食事、通院及び議員活動等の申立人の活動の件数及び当該活動によりその地域への滞在が確認できた日数を地域ごとにとまとめると次のとおりである。

年月	大鰐町内	弘前市内	その他地域
(イ)は本件期間の日数			
令和4年9月(27日)	4日(4件)	4日(4件)	3日(3件)
令和4年10月(31日)	9日(15件)	10日(10件)	5日(5件)
令和4年11月(30日)	11日(20件)	15日(24件)	7日(8件)
令和4年12月(4日)	3日(3件)	3日(3件)	1日(1件)
合計(92日)	27日(42件)	32日(41件)	16日(17件)

※ 日数について、同じ日に複数の地域で活動している場合は、複数の地域にそれぞれ日数を加算している。

イ 大鰐町アパートには固定電話は設置しておらず、本件期間の当時はインターネット回線もなかった(令和5年12月27日の現地調査時点ではインターネット回線は開通済み)。

ウ 大鰐町アパートには申立人宛での郵便物が問題なく配達されている。

エ 申立人の運転免許証、及び申立人が所有する自動車に係る車検証、自賠責保険証明書の住所は、大鰐町アパートとなっている。

(5) 大鰐町アパート周辺の住人の証言

町委員会が行った大鰐町アパートの近隣住民への聞き取り調査によると、次のような証言があった。

住人1 仕事上、お昼から出勤するので良くわからないが、夜は帰ってきているようだ。私が住んで3年弱となるが、前から申立人の車はあったし、見張っているわけではないが、住んでいるイメージだ。半年くらい前からの記憶だと、申立人は住んでいると思う。

住人2 アパートは出入りがあるため、よく解らないが、派手なジャケットを着て、何年前から雪片付けをしているあの女性が申立人ではないか。一番最近だと、2～3日前にスノーダンプで雪片付けをしているのを見たが、見張っているわけではないのでよくわからない。

住人3 去年も雪かきをしていたし、最近もベンクの目立つ服装で雪かきをやっていたのを見た。車はどれか解らないが、夏は申立人が草を取っているのを見た。直近3か月常に見ていたわけではないが、アパートに住んでいると思う。

住人4 直接見ることはないが、申立人が住んでいると聞いている。

住人5 申立人は、アパートに住んでいる。昨日の夜も居たし、私が温泉に行こうとすると、電気が付いている。地域で困ったことがあると申立人に相談しているようだ。毎日は見えていないけど、私が夕方大湯会館や青柳会館(公衆浴場)に行く時、申立人の部屋に電気が付いていることが多い。唐牛地区での活動が多いようだ。時々、幸福の科学の図書を持ってきて紹介してくれる。アパートへの回覧物は、私が直接持つて行っているが、申立人がこの3か月大鰐に住んでいないということはない。

(6) 弘前市持ち家の土地、建物等の状況

ア 弘前市持ち家に係る登記事項証明書によると、弘前市持ち家の土地及び建物の所有者は、土地については平成12年4月21日から、建物については平成12年9月1日から、いずれも申立人である。また、建物の所在は弘前市、種類は居宅、構造は木造合金メッキ鋼板葺2階建てで、床面積は1階77.83㎡、2階67.62㎡である。

イ 当委員会が令和5年12月26日に弘前市持ち家で実施した換証の結果、主な間取りとして1階には玄関、集会スペース（元は2室続きの和室）、台所及び共用スペース（元はLDK）、トイレ及び納戸があり、2階には、リビング（LDK）、寝室、脱衣・洗面所、浴室、トイレがあった。

ウ 弘前市持ち家に置かれていた主な家財道具は、1階については、集会スペースにエアコン、温水ルームヒーター、液晶テレビ、有料放送チューナー、ソフター、テール及び祭壇（3基）、台所兼共用スペースに冷蔵庫、ガスコンロ、電気ポット、食器棚、本棚、があった。

エ 2階については、寝室に液晶テレビ、空気清浄機、HDD・DVD・ビデオレコーダー、ベッドがあり、リビング（LDK）にエアコン、テレビ、固定電話、Wi-Fiルーター、プリンター、扇風機、小型電気ストーブ、ガスコンロ、冷蔵庫、電子レンジ、オーブントースター、炊飯器、事務作業用の机・椅子、ダイニングテーブル・椅子があり、脱衣所・洗面所があった。

また、家の中の各所に備え付けの暖房用温水ラジエーターがあり、屋外に暖房用灯油ボイラー及び給湯用灯油ボイラー、灯油タンクがあった。

エ 家財道具の設置状況を総合すると、1階部分は集会スペースや台所兼共用スペースの仕切りがなく、信者への茶菓の提供もできるような宗教上の集会施設として整備されており、申立人個人の仕事及び生活用のスペースは2階となっていることが認められた。

(7) 弘前市持ち家の電気料金の状況

ア 弘前市持ち家の電気の使用状況

(イ) 事業者発行の明細等及び弘前市持ち家に設置されていたスマートメーターの記録により確認・算出した弘前市持ち家の電気の使用状況、総務省家計調査報告の2021年9～12月期から2022年9～12月期までの各四半期ごとの東北地方の単身世帯の電気料金の平均との比較をまとめると以下のとおりである。

請求年月	使用期間	使用量 (kWh)	料金 (円) A	家計調査報告 単身世帯平均 (円) B	A/B (%)
令和4年1月	12/3～1/4	340	9,482	5,532	171.4
令和4年2月	1/5～2/1	343	10,825	8,928	121.2
令和4年3月	2/2～3/1	267	8,680	8,928	97.2
令和4年4月	3/2～4/3	266	8,691	8,928	97.3
令和4年5月	4/4～5/1	202	6,906	6,882	100.3
令和4年6月	5/2～6/2	230	7,685	6,882	111.7
令和4年7月	6/3～7/3	207	7,094	6,882	103.1
令和4年8月	7/4～8/1	273	9,206	6,095	151.0

令和4年9月	8/2～9/1	270	9,155	6,095	150.2
令和4年10月	9/2～10/2	196	6,691	6,095	109.8
令和4年11月	10/3～11/1	194	6,865	6,867	100.0
令和4年12月	11/2～12/1	141	6,432	6,867	93.7
令和5年1月	12/2～1/4	222	9,574	6,867	139.4

(1) また、上記の表について、電気料金から基本料金を除き、実際に使用した電量に応じて請求される従量料金により比較した場合は次のとおりである。

使用年月	使用期間	使用量 (kWh)	料金 (円) 【従量分】 A	家計調査報告 単身世帯平均 (円) 【従量分】 B	A/B (%)
令和4年1月	12/3～1/4	340	8,162	4,377	186.5
令和4年2月	1/5～2/1	343	9,505	7,773	122.3
令和4年3月	2/2～3/1	267	7,360	7,773	94.7
令和4年4月	3/2～4/3	266	7,371	7,773	94.8
令和4年5月	4/4～5/1	202	5,586	5,727	97.5
令和4年6月	5/2～6/2	230	6,365	5,727	111.1
令和4年7月	6/3～7/3	207	5,774	5,727	100.8
令和4年8月	7/4～8/1	273	7,886	4,940	159.6
令和4年9月	8/2～9/1	270	7,835	4,940	158.6
令和4年10月	9/2～10/2	196	5,371	4,940	108.7
令和4年11月	10/3～11/1	194	5,545	5,712	97.1
令和4年12月	11/2～12/1	141	5,112	5,712	89.5
令和5年1月	12/2～1/4	222	8,254	5,712	144.5

※ 弘前市持ち家は事業者発行の明細より、40アンペア、基本料金1,320円。

※ 家計調査報告については、東京電力エナジーパートナーの調査による一般家庭の契約アンペア数の平均が34.88アンペア(2015年)であったことから、東北電力の30アンペアと40アンペアの基本料金の平均1,155円を基本料金分として試算。

イ 弘前市持ち家に設置されていたスマートメーターの記録による時間帯ごとの電気使用量の動きについての大鰐町アパルトとの比較結果は、前記(3)イのとおり。

ウ 弘前市持ち家の水道の使用状況

事業者発行の明細等により確認した弘前市持ち家の水道の使用状況及び東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査の1人世帯の水道使用量の平均をまとめると、次のとおりである。

請求年月	使用期間	使用量(m ³)	東京都水道局 1人世帯平均 (m ³)
令和4年1月	12/17～1/18	10 (推定)	8.1
令和4年2月	1/18～2/17	10 (推定)	8.1
令和4年3月	2/17～3/18	26 (精算)	8.1
令和4年4月	3/18～4/19	14	8.1
令和4年5月	4/19～5/19	8	8.1
令和4年6月	5/19～6/20	10	8.1
令和4年7月	6/20～7/20	7	8.1
令和4年8月	7/20～8/18	7	8.1
令和4年9月	8/18～9/16	6	8.1
令和4年10月	9/16～10/18	7	8.1
令和4年11月	10/18～11/17	3	8.1
令和4年12月	11/17～12/19	4	8.1
令和5年1月	12/19～1/18	2	8.1

※ 納付証明書のみで使用期間が不明な月については、弘前市持ち家の所在地を含む地域の検針日及び使用期間を弘前市に確認した。

※ (推定) としている月は、積雪等により検針をしていないため、(精算) としている月との合計で調整しており当該期間の実際の使用量となる。

エ 弘前市持ち家の都市ガスの使用状況

弘前市持ち家では都市ガスを使用しており、給湯は灯油ボイラーを使用しているため、都市ガスを使用するのは台所のコンロのみである。

(3)エの青森県の1人世帯のプロパンガス使用量の平均を参考に県委員会において都市ガス使用量の平均に換算したものをまとめると、次のとおりである。

検針年月	使用期間	使用量(m ³) (都市ガス)	県委員会換算 1人世帯平均 (m ³)
令和4年1月	12/19～1/19	1	10.1
令和4年2月	1/20～2/19	1	15.6
令和4年3月	2/20～3/18	1	13.4
令和4年4月	3/19～4/19	1	11.7
令和4年5月	4/20～5/19	1	12.1
令和4年6月	5/20～6/18	0	11.9
令和4年7月	6/19～7/19	1	7.9

令和4年8月	7/20～8/19	1	9.0
令和4年9月	8/20～9/19	1	7.3
令和4年10月	9/20～10/19	1	11.7
令和4年11月	10/20～11/19	1	16.5
令和4年12月	11/20～12/19	0	15.0
令和5年1月	12/20～1/19	0	10.1

※ 弘前市持ち家の都市ガス使用量は、検針時、1 m³以下の端数は切り捨てて計測しており、切り捨てた端数はそのまま次回以降の検針に累積する。

※ 1人世帯平均の使用量は、一般的にプロパンガスの熱量が都市ガスの約2.2倍とされていることから、前記(3)エのプロパンガスの1人世帯平均を2.2倍することにより換算している。

オ 弘前市持ち家の灯油の購入状況

弘前市持ち家においては、暖房用の温水ラジエーターと給湯のために灯油ボイラーを使用しているが、本件期間を含む令和4年6月から同年11月に灯油を購入した証拠はない。一方で令和4年5月までは相当量の灯油を購入しており、同年6月から同年11月において、タンクに残存した灯油の量及び使用した灯油の量はともに不明である。

(8) 弘前市持ち家の近隣住民の証言

町委員会が行った弘前市持ち家の近隣住民への聞き取り調査によると、次のような証言があった。

住人1 車が停まっている時もあるが、住んでいるかを常に見ている訳ではないため、居住は不明である。

住人2 来れば車は車庫にすぐ入ってしまうが、新聞報道のとおり、冬場は週に1回程度来ているようだ。ここに住んで20年になるが、議員になる前はここから通勤していたようだ。ここ数年は、申立人の持家を主として住んでいたようであるが、夏から最近までは、ずっと夜も電気が付いていない日が多かった。

住人3 ずっと見ている訳ではないため、たまには来ているようだが最近は見かけない。ここ半年から3か月は、週に何回も来ているという感じではない。回覧板が申立人の家で止まって困っている。

住人4 裏通りになるため班が違う。ゴミや町内会費の集金も違うため、住んでいるかの詳細はわからない。

3 判断

(1) 電気の使用状況について

ア 大鰐町アパートの本件期間を包摂する期間の電気料金は、家計調査報告による北海道・東北地方の単身世帯平均と比べて令和4年8月19日から同年10月18日ま

では3割程度、同年10月19日から同年11月17日までは8割程度、同年11月18日から同年12月18日は1.6倍となっており、特に9月から10月中旬までの本件期間前半の電気使用量は単身世帯平均より大幅に少ない。さらに基本料金を除き、より電力使用量の実態を反映する従量料金で比較すると、前半の使用量は単身世帯平均の2割前後となり、さらに単身世帯平均との乖離が大きくなる。

イ 一方で、弘前市持ち家のおおむね同時期の電気料金を見ると、令和4年9月2日から同年12月1日までの本件期間のほとんどを含む期間において、単身世帯平均のおよそ1.1倍から9割程度と、単身世帯平均と遜色のない電気料金となっております。大鰐町アパートよりも大幅に多い。

なお、10月中旬以降に、電気料金が「大鰐町アパート」において増加し、弘前市持ち家において減少していることから、少なくとも10月中旬以降、申立人が「大鰐町アパート」に滞在する時間が増加したことが推認できるが、これは、11月から体調を崩し、大鰐町アパートにいることが増えたとの申立人の証言と整合する。

ウ 「大鰐町アパート」と弘前市持ち家の、スマートメーターにより記録された電気使用量の動きを比較すると、一方の場所ですべてその日最後の電気使用量の有意な上昇があり、かつ、翌日の朝に同じ場所ですべてその日最後の電気使用量の有意な上昇があった場合は、寝起きの前後に家電製品を使用し、当該場所で寝泊まりしたことが推認できる。この見方により、本件期間中の2か所の電気使用量の動きを見ると、大鰐町アパートで寝泊まりしたことが推認できるのは、本件期間92日から申立人が県外に外出していたとする2日を除く90日のうち65日に上り、月ごとでも、9月は県外への外出日1日を除き26日中14日、10月は31日中20日、11月は県外への外出日1日を除き29日中27日、12月は4日中4日と、最も少ない9月でも、大鰐町で寝泊まりした日が半数以上となっている。

エ そうすると、ア、イで説示した大鰐町アパートの電気使用量の「本件期間前半における少なさや、本件期間後半にかけての増加傾向については、大鰐町アパートで常時稼働している電気製品が冷蔵庫程度しかなく、不在時に電気使用量が弘前市持ち家甚至比べても相当に少ないこと、申立人の生活実態が日中は午前中から町内のボスインゴなどに出かけ、午後からは弘前市の幸福の科学の支部や弘前市持ち家で法話を聞いたり議会の準備をするなどして、一日の多くの時間を外で過ごす一方で、夜は大鰐町アパートに帰って寝泊まりするのを基本としていたと考えられること、11月以降は体調を崩したこと等により、大鰐町アパートで過ごすことが増加し、エアコン稼働などが増えたことを考えれば、整合的に理解できるものである。

- (2) 水道の使用状況について
 ア 「大鰐町アパート」の水道の使用量は、令和4年9月2日から同年10月1日が6㎡、同年10月1日から同年11月1日が8㎡、同年11月1日から同年12月1日が11㎡で

あり、おおむね本件期間のうち9月は1人世帯平均よりやや少ないものの、10月以降は本件期間の末日近くまで増加傾向にあり、1人世帯平均より多かったと推認される。

イ 弘前市持ち家の水道使用量は、令和4年8月18日から同年9月16日が6㎡、同年9月16日から同年10月18日が7㎡、同年10月18日から同年11月17日が3㎡、同年11月17日から同年12月19日までが4㎡であり、おおむね本件期間のうち9月及び10月中旬までは1人世帯平均よりやや少ないものの、10月中旬から本件期間の末日までは1人世帯平均の半分以下であったと推認される。

ウ 「本件期間中の2か所の水道使用量の推移は、大鰐町アパートは増加する一方で弘前市持ち家は減少しているが、使用量そのものを比較すると、使用期間の違いはあるものの、大鰐町アパートの水道使用量は本件期間の初期においては弘前市と同程度であり、中期～後期にかけては弘前市持ち家よりも多く、本件期間を通じて弘前市持ち家を下回ることにはなかった。

- (3) ガスの使用状況について
 ア 「大鰐町アパート」のガス使用量は、令和4年8月11日から同年9月10日まで1.9㎡、同年9月11日から同年10月10日まで2.3㎡、同年10月11日から同年11月10日まで5.3㎡、同年11月11日から同年12月10日まで5.5㎡となっており、おおむね9月から10月上旬は1人世帯平均の4割から5割程度、10月中旬から12月にかけては7割から8割程度と推認される。

イ 弘前市持ち家のガス使用量は、令和4年8月20日から同年9月19日は1㎡、同年9月20日から同年10月19日まで1㎡、同年10月20日から同年11月19日まで1㎡、同年11月20日から同年12月19日まで0㎡（ただし、小数点以下は切り捨て。）であり、本件期間を通じて、小数点以下の端数を最大に見積もったとしても、1人世帯平均の3割を超えることはなかったものである。

ウ 「大鰐町アパート」ではプロパンガス、弘前市持ち家では都市ガスを使用しているが、一般的にプロパンガスは都市ガスの2.2倍の熱量を持つことから、大鰐町アパートのプロパンガス使用量を都市ガスに換算して比較すると、次のとおりとなり、大鰐町アパートのほうがいずれの期間においてもガス使用量が多い。

大鰐町アパート		弘前市持ち家	
使用期間	使用量(㎡)	使用期間	使用量(㎡)
	(都市ガス換算)		(都市ガス)
8/11～9/10	4.2	8/20～9/19	1
9/11～10/10	5.1	9/20～10/19	1
10/11～11/10	11.7	10/20～11/19	1
11/11～12/10	12.1	11/20～12/19	0

※ 弘前市持ち家の都市ガス使用量は、検針時、1㎡以下の端数は切り捨てて計測しており、切り捨てた端数はそのまま次回以降の検針に累積する。

エ 弘前市持ち家では灯油ボイラーで給湯を行っており、大鰐町アパートでのガスによる給湯と比べて、灯油ボイラーでどれくらい給湯が行われたか不明であることから、生活の本拠を判断する資料として、大鰐町アパートと弘前市持ち家のガスの使用量を単純に比較することはできないが、申立人の証言によれば、大鰐町アパートと弘前市持ち家のいずれにおいてもほとんど浴室を使用せず、主に台所のみでガスが使われていたと考えれば、申立人が大鰐町アパートで生活していたと考えても不自然ではない。

(4) 灯油の購入状況について

弘前市持ち家において、本件期間に係る灯油の使用状況は不明であるが、大鰐町のアパートにおける灯油の購入量は、同所においてエココンと石油ストーブを併用して生活するのに不自然な量ではない。

(5) ガソリンの購入状況等について

申立人が大鰐町アパートと弘前市持ち家を頻繁に行き来していたことは、客観的資料や申立人の証言により明らかであり、ガソリン使用量の多さと整合する。

大鰐町アパートと弘前市持ち家は往復32キロメートル程度であり、1時間程度で往復可能であるから、一日の活動の後、大鰐町アパート又は弘前市持ち家のいずれに帰ることも可能であり、ガソリンの使用量を生活の本拠を判断する資料とはできない。

(6) 近隣住民の証言等について

ア 大鰐町アパートの近隣住民の証言については、申立人が雪かきをしている姿や、夕方通りかかった際に部屋に電気がついていたとの証言があるが、その時期や頻度が必ずしも明らかでないことから、ただちに、本件期間において申立人が大鰐町アパートを生活の本拠としていたことを裏付けるものとははいえない。

しかし、複数の周辺住民が複数回、大鰐町アパートで申立人を見かけていること自体は、少なくとも当該目撃時間に申立人がその場所にいたことを証明しており、それが複数に及ぶとなれば、申立人が大鰐町で一定の生活を営んでいたこと自体は推認できるものである。

イ 弘前市持ち家の近隣住民の証言については、各住人が申立人を見かける頻度が少ない印象を持っていることが伺えるものの、申立人が滞在している間、自動車は車庫に入れることができ、また建物が大きく外から申立人の所在を確認することが容易でないことを考えると、弘前市の持ち家に申立人が来る頻度が実際に少なかったことを裏付けるものとは言いえない。

(7) 申立人の生活の本拠について

ア 以上により検討したところによれば、本件期間において、大鰐町アパートと弘

前市持ち家は、いずれにおいても生活に必要な家具や電気製品が備えられており、一定の電気、ガス、水道の使用されていることから、申立人はこの二つの場所を頻繁に行き来していたことが認められる。

イ 月ごとの電気使用量については、特に本件期間の初期における大鰐町アパートの値は弘前市持ち家や一人世帯の平均使用量と比べても相当少ないものである。

ウ しかし、水道使用量については、本件期間を通じて大鰐町アパートが一貫して弘前市持ち家と同程度ないしは同所より多かったことからすれば、本件期間の初期においても申立人が大鰐町アパートで生活していたことを否定することはできない。

エ また、ガス使用量についても、ガスの用途が異なることから、大鰐町アパートと弘前市持ち家を単純に比較はできないものの、使用量自体は本件期間を通じて大鰐町アパートが多く、また、申立人の証言によれば、大鰐町アパートと弘前市持ち家のいずれにおいてもほとんど浴室を使用せず、主に台所のみでガスが使われていたと考えれば、大鰐町アパートのガスの使用量は十分なものであり、本件期間の初期においても申立人が大鰐町アパートで生活していたことを否定できないものである。

オ こうした状況を踏まえ、より細かく申立人の生活の実態を分析するため、夜及び朝の時間帯ごとの電気使用量の動きを検証すると、大鰐町アパートで寝起きしたと推認される日が、本件期間92日から県外への外出日2日を除いた90日中65日であり、最も少ない9月であっても、県外への外出日1日を除いた28日中14日と半数以上であった。

カ 以上から推認される本件期間中の申立人の生活の実態としては、申立人は、日中は大鰐町内をボスライジングのために巡回したり、弘前市持ち家で法話を聞いたり、議会の準備作業を行うなどして外出していることが多く、弘前市持ち家を自身の宗教学活动や政治活動の中心となる場所として頻繁に訪れ、長い時間を過ごしていた一方で、夜には大鰐町のアパートに帰って寝泊まりすることを基本としていたと考えられるのである。

なお、本件期間の後半にかけて電気、水道、ガスの使用量が、大鰐町アパートにおいて増加し、弘前市持ち家において減少していることについては、申立人の証言どおり、11月以降、申立人が体調を崩したことにより、大鰐町アパートに滞在している時間が増えたことによると考えられる。

キ 裁判例によれば、「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊まりしている場所を中心として検討するのが相当である。」(東京高判令和3年12月23日)とすると、カで推認される当選人の生活実態からは、本件期間の当初である9月から一貫して半分以上の日数寝泊まりをしていた大鰐町アパート

が、本件期間における申立人の生活の本拠であったと認めるのが相当である。

(8) まとめ
以上により、申立人は、令和4年12月4日の時点で引き続き3か月以上、大鰐町の区域内に住居を有していたと認められるので、本件選挙の被選挙権を有している。

第3 結論

以上によれば、申立人の申立てには理由があることからこれを認容する。
よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和6年2月16日

青森県選挙管理委員会

委員長 畑 井 義 徳

法第207条の規定により、この裁決に不服のあるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができる。

青森県選挙管理委員会告示第十二号

令和四年十二月四日執行の大鰐町議会議員一般選挙における当選の効力に関し、南津軽郡大鰐町大字大鰐字上牡丹森八〇番地七、幸山市雄から提起された審査の申立てに対し、次のとおり裁決したので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百十五条の規定により告示する。

令和六年二月二十八日

青森県選挙管理委員会委員長

畑 井 義 徳

裁 決 書

青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字上牡丹森80番地7
審査申立人 幸 山 市 雄

審査申立人(以下「申立人」という。)から令和5年4月18日付けで提起された令和4年12月4日執行の大鰐町議会議員一般選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、青森県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、以下のとおり裁決する。

主 文

本件審査の申立てを棄却する。

審査の申立ての趣旨及び理由

第1 審査の申立ての趣旨

申立人は、本件選挙における当選人であり、本件選挙における当選の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)について、大鰐町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)が令和5年3月29日付けで行った申立人の当選を無効とする決定(以下「原決定」という。)を不服として、当委員会に対し、原決定を取り消す裁決を求めて審査を申し立てたものである。

第2 審査の申立ての理由

その理由とするとところを要約すれば、次のとおりである。

1 決定書の公平さへの疑問

町委員会は本件選挙前引き続き3か月以上大鰐町に住所を有していないと決定したのは誤りである。本件異議の申出は、大鰐町議会の与野党議員の勢力の変更に繋がることでもあり、政治的な背景が大きく影響している。申立人の当選を無効とすることは、大鰐町長の望むところであり、決定書の作成に関わった町職員が自覚しているかどうかは別に、町長の意向に沿うように作業を進めた可能性は否定できない。

その一つの現れは、平川市在住の申立人の知人女性(以下「A氏」という。)についての「内縁の妻」という言葉の使い方である。この言葉は同一の住所に同居している、という先入観を与える可能性があるため、町委員会委員長宛てに、「(交際相手)との関係は、心情的には夫婦同然だと思っておりますが、それぞれ別の世帯を持っており、仲の良い男女がお互いの家を行き来している関係にすぎません。私が「内縁の妻」あ

るいは「事実婚」という言葉を安易に使うことがあるので、同一世帯に住んでいるという誤解を与えたとすれば大変残念です。」と詳述し、「内縁の妻」とか「事実婚」ではなく、仲の良い男女がお互いの家を行き来している関係であると言っているにも関わらず、決定書において、はじめから「内縁の妻」で通していることは何らかの意図、先入観があると思えない。

2 申立人の住所について

生活の本拠としての実体の有無を立証するものとしては、例えば(ア)平日及び休日の生活、(イ)生活基盤の整備状況、すなわち電気、ガス、水道等の利用契約と使用料、(ウ)住所地にある家電製品(洗濯機を行っているかどうか含む)、家具および衣類等の荷物類、(エ)住民票の移動や運転免許証の住所の移動、郵便局への転居届等、(オ)新聞の契約、固定電話の契約、ATMの利用履歴(地元金融機関での口座開設)や地域住民(他人)と会ったこと等々の事実が必要であると言われている。

申立人の大鰐町の自宅(以下「大鰐町宅」という。)は一戸建てであり、生活に必要な家具、電化製品はすべて揃っている。電気、水道等の利用契約、新聞、固定電話、銀行口座の契約などを解除したことはなく、一貫して大鰐町に住所を置いている。9月～11月は頻繁に地域住民と会っていた。

3 申立人の買い物について

買い物の領収書はほとんど捨てているため残っていない。12月に本件異議の申出があり、その後にかき集めた領収書が11月分、及び12月分であった。

4 申立人の町内の入浴施設の利用について

町内の入浴施設の利用については、ほぼ毎日若松会館又は青柳会館の入浴施設に行っていると証言したのに、若松会館の湯守2人に話を聞きながら、青柳会館の湯守には聞き取りに行っていない。そして若松会館の矛盾した2人の証言を曖昧に整理し、週の半分と断定している。頻繁に町内の入浴施設を利用していることは大鰐町が生活圏であることの証拠であり、意味のないことではないはずである。町委員会は積極的に申立人の証言を確認しようという意思があるとは思えない。

5 申立人の電気使用量について

電気の使用量については、町委員会の聴取時に離れば2つと間違っていたようだが1つである。8月以降、9月～11月の申立人の普段の生活は、朝早くから出かけて町内を回り、友人知己に会い、12月4日の選挙に向けて友誼を深めることにある。町民からの行政に対する苦情や要望を聞き、それぞれの役場の担当課にそれを伝え、その結果をまた町民に伝えていく。大鰐町宅の部屋数が多いと言っても、普段使用している部屋はダイニングと寝室だけである。たいてい晩酌もそこそこ早く寝るので電気はあまり使わず、節約意識も高いため、必要最小限の電灯しかつかない。1日中家で過ごしているような1人世帯の使用量と比べられなくても困る。

6 申立人の水道使用量について

水道使用量については、「週3回洗濯をしている」と言ったが、コインランドリーに行くこともあるので、大鰐町宅での洗濯はもつと少ない。水道使用量については「0㎡が3回」と書いてあるが、久吉ダム水道企業団に確認したところ、水道使用量の表記について、コンマ以下は切り捨てられ、0.99㎡でも0と表記されるそうである。また、9月～11月以外の月の使用量が少ないことを特筆して記述していることに違和感がある。自炊もほとんど行わず、公衆浴場へほぼ毎日行き、風呂も沸かさないため、使用量が少ないのは当然である。

7 甲立人の灯油の使用量について

灯油について、11月19日に甲立人の名義で190リットル購入し、選挙事務所名義で11月14日に120リットル、12月1日に117リットル購入している。それ以外の領収書は捨ててしまっている。灯油の購入は選挙対策のためもあり、普段はできるだけ複数の業者から購入している。

また、大鰐町宅は街中の住宅地ではなく、近隣の住宅までかなり距離がある。その住民の「令和4年中に大鰐町宅へ灯油の配達を行ってない」という供述はどういうことだろうか。私の家をずっと見張っていたとでもいうのか。

これは、決定書における住人4の「今年は一回も配達していない」という聞き取りがその根拠だと思うが、1業者の聞き取りだけで、なぜ居住条件期間（令和4年9月4日から同年12月4日までの間（以下「本件期間」という。））と関係のない令和3年と令和4年の冬の話を持ち出してくるのか。

灯油については風呂を沸かさないため、夏場は全く使わない。9月、10月は前年の冬から繰り越した分だけで間に合わせたものである。

8 選挙事務所に係る光熱水費など

選挙事務所の光熱水費については、選挙が近づいてからの11月、12月は大鰐町宅と選挙事務所の両方に来客があるため、使用量はどちらも増加している。

9 大鰐町宅周辺の聞き取り等について

大鰐町宅周辺の聞き取りについて、大鰐町宅は街中の住宅地ではなく、近隣の住宅まではかなり距離がある。近隣住民とは近所づきあいもなく、顔を合わせれば挨拶をする程度である。甲立人はこの度の選挙では804票獲得したが、4年前の694票から半分以下になった。その原因は「年齢が高すぎる」「10期40年は長すぎる」「大鰐町に住んで居ない」というひどいネガティブキャンペーンのせいである。これは、令和4年6月の町長選からの因縁であり、甲立人がそのターゲットの一人となったものである。甲立人の親戚や昔からの友人以外は「失格すればいい」という状況で聞き取り調査が行われたということを理解していただきたい。

10 A氏の住居及び電気使用量等について

A氏の平川市の住居（以下「A氏宅」という。）は店舗と住宅の2つからなっており、どちらもそれぞれ60アンペアの契約をしている。家の中には蛍光灯がなく、ダウンラ

イトであり、比較的大きな部屋が多く、居間は29畳である。単純に一人暮らしの平均使用料金とくらべられるものではない。

11 A氏宅の水道使用量等について

A氏宅における水道使用量が多いのは生活スタイルの問題で、A氏は炊事が好きで毎日料理をし、頻繁に母と弟のところへ届けてもいる。またアパレル関係の仕事をしていたこともあり、洗濯も好きで毎日している。

令和4年11月からの使用量の減少については、選挙が近づいたため、A氏が大鰐町宅及び選挙事務所に来て選挙の準備を手伝っていたためである。

光熱水費は、家の大きさや契約の内容（住居は店舗と住宅でそれぞれ60アンペアの契約）、生活スタイルの違いにより大きく変わるため、一概に判断できるものではない。

「誰かが同居していたとしか言えず」とか「明らかに独居であるとは言えず」と断言するのは先人観を持って判断していると言わざるを得ない。

12 A氏宅周辺の聞き込み等について

A氏宅周辺の聞き込み等について、決定書の内容をみると、「(クルマが) 停まっていることがある」「噂になっていく」「4～5年前から見かける。一番直近はお盆に見た」「頻繁にはいないが」という証言であり、本件期間ずっといたという証言ではない。

聞き取りに来た人達は車の写真などを持ってきて、誘導するような形で聞いていたそうである。甲立人と対立する立場の大鰐町民がA氏宅の近くで監視していたという話もある。この人たちやその仲間が大鰐町内で噂をばら撒いていたのだろう。大鰐町内では、以前から甲立人に対して、「大鰐町に住まないで彼女のところばかりいる」という誹謗中傷があった。昨年は選挙が近いこともあり、匿名掲示板などもひどかった。

13 甲立人の同居認定について

甲立人の同居認定について、A氏の生活の本拠はA氏宅というのは当然だが、「内縁の妻」（原決定ではA氏のことを内縁の妻と記載）という言葉を使い続けた末に、A氏宅に「同居していた」という結論を出していることは承服できない。

14 甲立人が大鰐町に居住していた事実の認定

大鰐町宅に居住していた事実の認定について、全生活の中心を大鰐町の現住所地に置いていたとは認定しがたいならば、甲立人の市町村議会議員としての被選挙権はどここの市町村にあるのか。

また、同時に1票1票の積み重ねで甲立人を当選させた、たくさんの有権者の意思はどのように尊重されるのか。

この決定は甲立人と甲立人に投票した有権者の日本国憲法が保障する基本的人権、参政権を犯しているのではないか。

この決定書には、この決定がもつ深刻さ・重大な影響について十分理解し、真摯に取り組んだ形跡が感じられない。また、事実認識や恣意的な解釈が多すぎて、全く承服できるものではない。

15 被選挙権の3か月以上の住所要件について

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項及び第10条第1項第5号により、地方公共団体議会議員の被選挙権について、3か月以上の住所要件が求められるが、地方公共団体の長、国會議員に設定はない。その理由は、地方公共団体の長は、執行機関の長として行政を執行する存在。国會議員も国政を担う存在として選出されるのであり、地域代表と位置づけではないためと説明される。

つまり、地方公共団体議会議員の議員には地域社会との結びつきが必須とされ、地域の代表として地域の問題をくみ上げ、対処することが意図されていると説明される。よって、3か月という期間にも合理的な根拠はない。せいぜい、他市町村から転入してきて立候補するにしても、少なくとも3か月以上は住んで、地域の基本的なことを学び、地域課題を理解していただきたいということであろう。

10期10年以上にわたり、町議會議員として活動してきた申立人が地域課題を理解し、地域の代表として地域の問題をくみ上げ、地域社会と大きな結びつきを持っていることは明白である。

16 生活の本拠の実態がないとは言えないと判断した例

- ① 名古屋高裁金沢支部判決（平成27年12月21日）LEX/DB 文獻番号25541980（第一審）
水道光熱費は、当人の生活スタイルや生活環境、節約意識等によって相当に金額が異なりうる性質の費用であるといえることも踏まえ、水道光熱費の使用量が少ないことで生活の本拠にしていなかったと解することはできない、とした。
- ② 名古屋高裁金沢支部判決（平成28年3月23日）LEX/DB 文獻番号25542715（第一審）
当選人とされた者が、鯖江市内の区域内に住所要件を満たしていないため被選挙権を欠いていると主張されたが、「寝食を開始するのに冷蔵庫が絶対に必要であることまではいえず、食事のスタイルが自炊では簡単なものしか作らず外食も多かったこと」等々、その生活スタイルを認められ、「現住所地での生活実態に乏しかったなどということではない」と判断した。

③ 兵庫県三木市に家族を残したまま小野市に転居し、同市議選で当選したA

小野市議会が百条委員会の調査に基づき、「市内に生活の本拠がなく、議員資格を有しない」と議決され議員資格を失ったAが、決定を不服とする審査申立書を知事に提出し、自治紛争処理委員の結論に基づき、同市の決定を取り消し、議員資格を認めた。「小野市と三木市の居宅のいずれを本拠と断定することは困難」としたうえで、「小野市に一定の居住実態があり、三木市に積極的事情も認められない」と判断。

17 民法上の住所の概念について

決定書では、住所については民法22条で「各人生活の本拠をその者の住所とする」と規定され、特に「選挙に関しては、住所は一人につき一箇所に限定されているものと解すべきである。」とされている。

この判決は、複数の住所で投票することはできないという「選挙権」の判決であり、

「被選挙権」についての判決ではない。

民法上の住所の概念については、すべての法律を通じて同一に解すべきではなく、それぞれの法律の制度趣旨に従って解釈することが可能とされている。今日の複雑な私法関係においては、一人は種々の私生活関係について数個の異なる中心点を持つこともありうる。つまり、制度に忠じて複数の住所を持つことも可能であり、あくまでもそれぞれの法律の制度趣旨に従ってその意義を定めるべきことである。

このことは、法における民法の住所概念にも影響しており、上に述べた、兵庫県知事の判断などにつながっているものである。

争 点

法第9条第2項は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と定め、法第10条第1項第5号は、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有すると定めている。

したがって、申立人が本件選挙において被選挙権を有するためには、本件選挙が執行された令和4年12月4日の時点で引き続き3か月以上、すなわち本件期間、大鰐町に住所を有していたかどうかが争点となる。

裁 決 の 理 由

当委員会は、本件審査の申立てを適法と認め受理し、町委員会から弁明書を徴し、申立人から反論書の提出を受けた。

また、町委員会及び申立人から証拠書類及び証拠物（以下「証拠書類等」という。）の提出を受けるとともに、申立人に対する質問や大鰐町宅等の検証等を行うなどして事実関係を精査し、慎重に審理を行った。

第1 当委員会における審理経過

1 本件審査の申立てに対する町委員会の弁明

(1) 決定書の公平さへの疑問について
ア 申立人は、その審査申立理由書（以下「申立書」という。）において、町委員会の決定書が大鰐町議会における与野党議員の勢力変更に関わり、決定書作成に関わった町職員が町長の意向に沿うよう作業を進めた可能性を主張している。

しかし、公平公正に行われた町委員会による審理の結果、本件期間、大鰐町を生活の本拠及び全生活の中心としていないと判断し、原決定のとおり当選無効としたものである。よって、当該主張は否認する。

イ 「内縁の妻」の表現について、申立書に記載のとおり認める。

しかし、申立人が町委員会事務局に来場した際、内縁の妻と表現し、町委員会の証人尋問では、「かかあ」という表現を複数回使用しており、また、近隣住民や若松会館の湯守への聞き取りにおいても、「妻」や「奥さん」との表現で証言を得ている。

町委員会の決定書の記載を「内縁の妻」とした根拠は、申立人自身が用いていた「内縁の妻」という用語をそのまま使用したものである。また、町委員会の決定においては、「内縁の妻」という言葉をもって判断したものではない。

なぜならば、内縁の夫婦であっても別居していたり、彼女であっても、事実婚であっても、届出をしている夫婦であっても、関係如何で同居か別居か、それぞれ在りうるところであるからである。

町委員会は、その表現により決定をしたものではないため、これまでの町委員会の表現は正當なものである。

ただし、以後は申立人の希望により「女友達」という表現を用いることとする。

(2) 申立人の住所等について

令和4年9月から11月までの地域住民と頻繁に会っていたかは不知。その余は概ね認める。

(3) 申立人の買い物について

申立書の記載内容について、その記載内容を認める。

(4) 申立人の町内の入浴施設の利用について

申立人から毎日町内の入浴施設を利用しているとの文書や証言があったが、そもそも湯守に対し、自作した入浴の証明書へサインするように依頼したのは申立人である。

その際、当初はサインや証言することを湯守と約束したようであるが、証明書への署名捺印は湯守に与える影響が大きいため後々断られたことから、町委員会書記に湯守へ聞き取りをしてほしいとの依頼があり、聞き取りを行った経緯がある。

申立人の強い要望から町委員会が聞き取りを行ったにもかかわらず、その証言を矛盾と表現し、また、聞き取りの結果を曖昧に整理したとの主張は、理解し難い。また、決定書にも記載のとおり、町内入浴施設を利用することが即ち生活の本拠があることとはならず、入浴後、町外へ移動し寝食をしている可能性も否認ない。

決定書の入浴や湯守に関する主張については、申立人の証言を確認しようとして積極的に審理した結果であり、申立人の主張を否認する。

(5) 申立人の電気使用量について

ア 証人尋問の際に離れが2つと証言した件について、1つと訂正している点については理解するが決定書にもあるとおり、大鰐町宅周辺の住民へ聞き取りした状況では、朝はいいないとの証言があり、日中に軒下で行動しているところを目撃されていたが、朝早くから町内を回り友人知己に会っていたという点については

不知。

イ また、町民からの苦情や要望を町役場の担当課に伝えている点については、一部は認めるものの、申立人が提出した写真はカーブミラーを2カ所に設置した写真のみであり、9月から11月までの間に多岐にわたる町民の苦情や要望を役場に伝えているのであれば、より多くの根拠資料が提出されると思われることから否認する。

ウ 申立書には、部屋数が多い点や普段使用している部屋の情報の他、電気使用に係る状況の記載があるが、証人尋問では、A氏が時々訪れ、泊まっていた際は、娘の部屋だった場所で寝泊まりしているとの証言があるため、使用している部屋が限定的であるという主張を否認する。

また、申立書には令和4年12月以降の電気使用量の上昇理由について言及されていない。よって、電気使用量の上昇と申立人の節約意識との件について、主張に矛盾があるため節約意識の高さについては否認する。

(6) 申立人の水道使用量について

ア 申立人がコインランドリーに行ったとの証言は、これまで一切なく、不知。

イ 生活の本拠があり全生活の中心を大鰐町宅にて生活しているのであれば、洗顔、歯磨きその他、食器類の洗浄、水洗トイレ、ストーブの上のヤカンによる加温など、1か月内で水道を使用する場面は多々あると思われる、1㎡未満の使用は考え難いため、本項目における主張を否認する。

(7) 申立人の灯油の使用量について

ア 灯油購入は生活の本拠を示す重要な証拠物件であるため、購入業者へ再発行を依頼してでも提出するべきものであるのに対し、灯油購入に係る領収書を破棄した件について一切の証言もなかったことから否認する。

イ 近隣住民との距離について、一番近い隣家は約60メートルの距離にあり、大鰐町宅から150メートルの範囲に6軒の住家があるのに対し、近隣住民と認知していない点や、同じ班として回覧版や地域活動をしてきたのであれば、隣家との距離感の把握は必定であることから、本項目に関する主張は否認する。

ウ 申立人の灯油の購入状況について、近隣住民の証言では、長期的に見ても灯油の配達がなるとの証言である。1業者の聞き取りとのことであるが、領収書の提出により複数業者からの購入は証明可能である。よって、本項目に関する主張は否認する。

(8) 選挙事務所に係る光熱水費について

記載内容を概ね認めるが、決定書のとおり、選挙事務所の開設以降、選挙事務所ですべて寝泊まりしていたとの証言があるのに対し、大鰐町宅の光熱水費も急上昇している事実に対しての証言が不十分であるため、その点については否認する。

(9) 大鰐町宅周辺の聞き取り等について

- ア 近隣の住居との距離については、前述のとおり、直径150メートル以内に住家が6軒あり、同じ班であることから、近隣に住家がないとの主張は否認する。
- イ 近隣住民への聞き取りでは、地域の集金や回覧版などを届けるため積極的に大鰐町を訪問しているが常に不在の状況で、会うことが出来ず困っているとのことであった。よって、申立人の方から近所付き合いをしない点については認められる。
- ウ 本件選挙における得票の減少の理由については、不知。
- エ ネガティブキャンペーンについては、不知。
- オ 得票の減少の原因が先の町長選挙の結果にあるとする主張は、因果関係を証明することができないため否認する。
- カ 聞き取り調査については、町委員会が公平公正に実施したものであるため否認する。
- (10) A氏宅の電気使用量等について
A氏の証人尋問にて、店舗兼住居である旨を証言しているが、どちらもそれぞれ60アンプアの契約をしている旨の証言はなく、電気使用量に関する証拠物件の提出もなかったため、否認する。
また、別契約なのであれば、なおさら居住部分のみの電気使用料としては高額であり、ダウングラウトや1部屋が大きい等の要因があったにせよ、県内の1人暮らしの水準を大幅に超過しているため、本項目に関する主張については否認する。
- (11) A氏宅の水道使用量等について
ア A氏は料理が得意で、申立人や母、弟にも届けていることは本人の証言から認めるが、洗濯が好きで毎日していることについては不知。
イ 光熱水費が生活のスタイルによって差が出ることは当然であるが、A氏が入院していたにも関わらず、4月から6月までの水道使用量が多いことは客観的に見ても不自然であることから、先入観を持って判断したとの主張については否認する。
- (12) A氏宅周辺の聞き込み等について
ア 周辺住民の証言は、24時間365日A氏宅に張り付いているわけではなく、日頃の感覚として、申立人及びA氏の状況について証言いただいたものである。
イ 近隣住民に対する聞き取り調査の際に、写真を見せる行為は、申立人に関して正確な証言を得るための方法である。
ウ 申立人と対立する町民が監視していい点や、噂をばら撒いたり、誹謗中傷があったという点については不知。また、町委員会と関係性がない。
- (13) 申立人の同居認定について
決定書にあるとおり、申立人やA氏周辺の聞き取りや証拠物件、特に双方の光熱水費などの状況により総合的に判断したので、本項目に関する主張は否認する。

- (14) 申立人が大鰐町に居住していた事実の認定について
ア 法第9条による選挙権は、「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」とあり、法第10条による被選挙権に関しては、「市町村の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」とある。
町委員会の決定は、本件異議の申出により、公平公正に審理し総合的に判断した結果であり、本件期間における申立人の居住実態の有無を判断したものである。
イ 選挙人による投票結果と居住実態の有無は全くの別の問題であるため否認する。
- (15) 被選挙権の3か月以上の住所要件について
法に関する解釈については認めるが、申立人の10期40年に渡る議員活動と本件期間における申立人の居住実態の有無は、全く別の問題であるため否認する。
- (16) 生活の本拠の実態がないとは言えないと判断した例
当該3事例については、事実であるため認めるが、それぞれの状況により判断が異なるものであり、本件の申立人の居住実態を証明するものではない。
- (17) 民法上の住所の概念について
被選挙権については、選挙権が有る者に対して与えられた権利であり、運動して考えるものと言える。申立人が最高裁判所の判決の解釈において、「制度に依じて複数の住所を持つことが可能である」とした主張は不可解であり否認する。
- (18) 県委員会においては、申立人の住居に係る光熱水費について、昨年の使用状況と比較するため、今現在に至るまでの証拠物件を提出させ、居住実態の審理及び判断をしていただきたい。
- 2 町委員会の弁明に対する申立人の反論
(1) 決定書の公平さへの疑問について
ア 町議会の与野党逆転が町長の意思であり、決定書や弁明書の記述を見ると町長の意向に沿うように進めた疑いはぬぐいきれない。
イ 「内縁の妻」から「女友達」と表記することは歓迎する。
- (2) 申立人の住所等について
申立人の大鰐町における住所など、基本事項はそれだけで申立人の居住の証拠となる情報であり、申立人が大鰐町を居住の拠点にしていたのは明らかである。
- (3) 入浴施設の利用について
大鰐町内で住民に会うことは、大鰐町に居住していることを示す大きな証拠であり、申立人はほぼ毎日大鰐町で入浴しているから、特に主張したものである。温泉施設への聞き取りについて、申立人は当初、入浴の証明書へのサインと押印を湯守と約束したが、入浴施設を管理する財産区の事務職員（実際は町職員）から署名捺印は湯守に与える影響が大きいため遠慮してほしいと断られたため、ヒアリング時

に町委員会事務局に湯守への聞き取りを依頼したものである。

(4) 電気使用量等について

ア 聞き取り調査による不在の証言は申立人に対する悪感情もあり、そのまま受け取れないというのは申立書のとおりである。

イ 町民からの苦情、要望と言っても、町民のほとんどは行政に対する不満を「聞いてもらいたい」人がほとんどで、いちいち行政機関に取り次いでいないものも多い。

ウ 令和4年12月以降の電気使用量の上昇は、選挙後に後援者や娘や孫をはじめ来客が多かったためである。通常使用している部屋は限定的であり、申立人が一人で家にいる時には必要最小限の使用で節約意識は高い。町委員会が否定する意味がわからない。

(5) 水道使用量について

水道使用量について、「1㎡未満の使用は考え難いため、本項目における主張を否認する。」と述べているが、決定書に記載のとおり、1㎡未満は入院に係る月の前後である。また、令和4年9月から12月、昼間は政治活動を活性化しており、水道使用量が少ないのは不思議ではない。

(6) 灯油の購入について

近隣住民だという(株)さかもとの従業員の聞き取りだけで、灯油を購入していないと断定しているのはおかしい。また、決定書の灯油使用量の記述は間違いである。

ア 大鰐町宅の灯油の購入について

令和4年2月7日 165 リットル (大鰐町宅) (株) さかもと

令和4年11月14日 120 リットル (大鰐町宅) うえだ住設

令和4年11月19日 190 リットル (大鰐町宅)

イ 選挙事務所名義の灯油購入について

令和4年12月1日 117 リットル (選挙事務所) うえだ住設

決定書に記載のある令和4年11月14日120リットル(うえだ住設)は大鰐町宅の分である。

(7) 近隣住民との距離について

一番近い民家は60メートル、150メートルの範囲に6軒の住家があるというが、むしろ大鰐町宅が孤立している証拠になっている。申立人は近隣に住家がないというのではなく、街なかの住宅密集地とは違っていると申し上げた。

また、集金や回覧板の話は本件期間に関する期間と言っていない、ただのイメージを語っている。申立人は選挙も近くなり、令和4年9月以降は特に意識して住居していたものである。

令和4年6月の町長選挙以降のネガティブキャンペーンについては申立書のとおりである。

(8) A氏宅の電気使用量等について

申立書の中で、店舗と住宅をそれぞれ60アンペアの契約をしていると書いていたが、数年前に工事を実施し、今は住宅の電気契約に店舗部分も入っている。

(9) A氏宅の水道使用量等について

ア 生活スタイルによって水道使用量が多いことについては、申立書のとおりである。

イ A氏が入院していた4月から6月までは、申立人が頻繁に病院を訪れるとともに、家を空けておくと不用心なため宿泊していたものである。

(10) A氏宅の周辺の聞き込み等について

A氏宅の周辺の証言はイメージだけであり、本件期間に申立人がずっと居たという証言は一つもない。

(11) 申立人の住居認定について

決定書は「さらにもう1人の住人である申立人が同居していたと必然的に勘案することができると断定しているが、聞き込みの自身は、本件期間に申立人がずっと居たという証言は一つもなく、光熱水費については、A氏宅の方が大きいから一般的な一人暮らしより多いということにすぎない。決定書の同居認定は独断であるとやむを得ない。

(12) 申立人が大鰐町に居住していた実態の認定について

決定書によると申立人は大鰐町に居住していないという。ならば、申立人の市町村議会議員としての被選挙権は平川市にあるとでも言うのか。

日本国憲法が保障する参政権、特に申立人の被選挙権を侵害しているのではないかと問い、何も答えていない。

(13) 被選挙権の3か月以上の住所要件について

申立書は居住要件の法的な解釈について述べたものであり、一定の理解を示していることは評価する。

(14) 生活の本拠の実態がないとは言えないと判断した例

先の2つの事例は、光熱費の多寡は参考にはなるが、生活スタイルによってその判断は一樣ではないことを示したものである。

3例目の「兵庫県三木市に家族を残したまま小野市に転居し、同市議選で当選したA」の「小野市に一定の居住実態があり、三木市に積極的事情も認められない」と兵庫県が判断した事例は、生活様式が多様化した現代において、住所概念も多様化しており、町委員会の判断は間違いであることを示す証左にもなっている。

3 申立人の説明

申立人に対して職権による質問を実施し、申立人から文書等により提出された回答の概要は以下のとおりである。

(1) 大鰐町宅における申立人の主な生活状況について

ア 午前5時ごろに起床し、寝室でテレビなどを鑑賞し、午前6時から7時ごろにリビングに移動し、出かける日は外出の準備を行う。夏季はさらに朝早く午前4時台に起床することもあった。大鰐町宅にいるときは午後8時には就寝していた。本件選挙のために大鰐町内に設置した選挙事務所には、令和4年11月19日以降は、選挙準備のために滞在することが増えた。事務所に宿泊したのは令和5年12月1日及び同月2日の2日である。

イ A氏との親交のため、毎週土曜日、日曜日には平川市にあるA氏宅に行き、A氏の作った料理や夕食をとって過ごし、帰宅は概ね午後8時から9時、遅いときは午後10時半ごろであった。

ウ イと逆にA氏が大鰐町宅を訪れることもあったが、その頻度は週に2～3回程度であったと思う。A氏は夕方に来ることが多く、夕食は外食又は総菜等で、A氏が大鰐町宅において料理その他の家事を行うことはなかった。

A氏はA氏宅に帰ることも、そのまま大鰐町宅に宿泊することもあったが、滞在中は同じリビングで過ごし、就寝の時のみ、別室で就寝していた。また、A氏が宿泊した際も、申立人の起床・就寝の時間はアと変わらなかった。

エ 電気の使用状況

(ア) 在宅中は主に生活しているリビングにおいて、テレビと照明、冬季はFF式石油ストーブを使用している。リビングの照明は四つ付いているが一つだけ使用している。リビングにエアコンはない。令和4年においてはストーブを11月頃から使用していたと思う。仏間にもエアコンやストーブがあるが、居室ではないため、令和4年の夏季にエアコンを3回程度使用したのみ。

(イ) 常時稼働している電化製品は、冷蔵庫と冷凍庫が一つずつある。また、テレビについては、在宅時は電源をつけたままにしていることが多い。

(ウ) 令和4年12月以降、大鰐町宅での電気使用量が増加したことについて、直接の心当たりはないが、リビングのストーブを11月頃から使い始めたことが関係しているのではないかと思う。

オ 水道の使用状況

(ア) 洗濯は週に1回程度大鰐町宅の洗濯機で行う。肌着等が洗濯機一杯になったときに洗濯している。

(イ) コインランドリーはシーズン毎に季節ものの毛布やシャツ等を洗うのに利用している。クリーニング店もシーズン毎にスーツ等のクリーニングに利用している。

(ウ) 大鰐町宅で自炊をすることはないが、お湯を沸かしてカップ麺やお茶・コーヒーを飲食することはある。総菜などを購入して食べているが外食も多い。総菜を食べるのに使った食器等は水道で洗う(量・頻度は不明)。

(エ) 大鰐町宅の風呂は浴槽、シャワー共に使用せず、大鰐町内の温泉施設で入浴

は済ませている。

カ ガスは、IHコンロ及び石油給湯器を使用しているため使用していない。

キ 令和3年から令和4年の秋冬(本件期間を含む。)に繰り越した灯油は、屋外灯油タンクの半分程度だったと思う。

4 A氏の説明

A氏について、原決定及び申立人への質問に対する回答においても、互いの自宅を行き来するなど生活上の深い関わりが指摘されていることから、A氏宅の検証と併せて聞き取りを行った。

(1) 申立人のA氏宅への訪問・滞在状況について

ア 本件期間中、申立人はA氏宅に何回も来ていたが、宿泊するのは月に2回から3回程度、主に土曜日から日曜日であった。毎週必ず宿泊するわけではなく、体調や気分により帰宅することもあった。帰宅するときは、午後9時半ごろにはA氏宅を出ていた。

イ 宿泊する際は、近所で外食して飲酒した際にA氏宅で飲み直し、そのまま宿泊するといった形であり、A氏の弟も一緒が多かった。

ウ 申立人は、A氏の庭仕事で出た廃棄物を軽トラックを運転して廃棄するなどの手伝いをすることもあった。

エ 申立人がA氏宅に宿泊する際は、A氏の寝室の床に布団を敷いて寝ていた。

(2) A氏のA氏宅での生活状況について
ア A氏の母と弟が近所で同居しており、弟が夜勤の際にA氏が母の面倒を見る必要があるため、週に2回程度、母をA氏宅に滞在・宿泊させている。また、弟は独身で、料理もしないことから、日常的にA氏宅を訪れ、月に10日以上は食事をしていく。

イ このほか、叔母の一人が月に3回から4回、別の叔母及び申立人の妹が月に1回から2回、来訪して食事を含む滞在をしていたほか、週に2回開催している手芸教室の生徒たち8名が来訪し、その際はお茶やコーヒーを必ず出していた。

ウ A氏宅1階の服屋の店舗であった部分は営業しておらず、年金収入と貯蓄により生活している。

エ 以前住んでいた家で盗難にあった経験から、外出や外泊の際は、家に人があるように、ラジオや階段、玄関、勝手口やトイレなどの照明5、6か所をつけたままにしている。また、空気清浄機やエアコン等の冷暖房機器についても在宅時は基本的に稼働させており、就寝時にタイマーを設定して停止・起動している。

オ 令和4年10月以降にA氏宅における水道使用量が減少していることについては、同時期からA氏の弟と共に申立人の選挙に係る活動の手伝いのため外出することが多くなり、外食の機会が増えてA氏宅での炊事が減少したためである。また、同年11月19日の事務所開設後は、事務所に最後まで滞在していたので、A氏宅で

の炊事はさらに減少した。
カ 温泉施設を利用しているため、A氏宅の浴室は使用していない。
キ A氏宅では、A氏は午前5時から6時ごろ起床し、午後11時ごろに就寝している。

(3) A氏の大鰐町宅への訪問・滞在の状況について

ア 週1、2回程度、大鰐町宅を訪問していた。大鰐町宅では、宿泊することもあれば、夜まで滞在し帰宅すること、又は日中立ち寄るのみの場合もあった。夜までいて宿泊しないときは、午後10時から11時にはA氏宅に着くように帰っていた。
イ 宿泊時は、大鰐町内の温泉施設で入浴し、夜はただ大鰐町宅で就寝するのみであった。食事については、大鰐町内で外食したり、弁当を食べたり、大鰐町宅では盆や正月の特に来客があったようなときを除き、料理などの家事はしていない。

ウ 大鰐町宅の洗濯機を使用したことはない。

エ 大鰐町宅に宿泊するときは、別々の部屋で就寝していた。申立人は午前5時から6時（夏季には4時台もあり）に起床し、午後8時には就寝していた。A氏も午前5時から6時に起床していたが、就寝は11時ごろになることもあった。本件期間には、A氏が宿泊する部屋にはA氏用のベッドがあったが、現在は撤去されている。

オ A氏は大鰐町宅の合鍵を所持しているが、特別な用事のない限り、申立人の不在時に大鰐町宅に入ることはない。

カ 令和4年7月31日から同年8月12日まで申立人が入院していた期間中には、入院中の足りないものを申立人に届ける等のため大鰐町宅に入った。また、入院中の着替えなどは、申立人の妹が大鰐町宅に入って申立人に届けたと思われる。

第2 当委員会の判断

1 住所認定についての解釈

住所に係る法令上の定義としては、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定されており、判例では、「選挙に関しては、住所は一人につき一か所に限定されるものと解すべき」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

そして、「選挙権の要件としての住所は、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般的な生活、全生活の中心と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされており、「一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決すべきものであるから、主観的に住所を移転させる意思があることのみをもって直ちに住所の設定、

喪失を生ずるものではなく、また、住所を移転させる目的で転出届がされ、住民基本台帳上転出の記録がされたとしても、実際に生活の本拠を移転していなかったときは、住所を移転したものと扱うことはできない」（平成9年8月25日最高裁判所判決）とされている。

2 当委員会が認定した事実

(1) 申立人の住民登録

ア 申立人は昭和37年3月26日に大鰐町に転入し、昭和49年4月24日に現在の住所地である南津軽郡大鰐町大字大鰐字上牡丹森80番地7に住民登録をしており、以降、住民登録上の住所地の異動はない。
イ 住民票によれば、申立人は単身世帯である。

(2) 大鰐町宅の土地、建物等の状況

ア 大鰐町宅に係る登記事項証明書によると、大鰐町宅の土地（3筆にまたがる。）及び建物の所有者は、土地については昭和47年3月15日ないし昭和48年2月26日から、建物については昭和47年3月15日から、いずれも申立人である。また、建物の所在は南津軽郡大鰐町大字大鰐字上牡丹森80番地7ほか2筆、種類は居宅、構造は木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建てで、床面積は1階196.78㎡、2階80.74㎡である。

イ 当委員会が令和5年12月25日に大鰐町宅で実施した検証の結果、一階には玄関、リビング（LDK）、申立人の母（故人）の部屋、仏間、空き部屋（兼クローゼット）、台所、風呂場、トイレ及び洗面所があり、2階には、申立人の寝室、座敷、空き部屋2つ、トイレ及び洗面所があった。

ウ 大鰐町宅に置かれていた家具等は、主なもので、リビング（LDK）には液晶テレビ、ストーブ、ソファ、座椅子、ダイニングテーブル及び椅子、冷蔵庫、冷凍庫、IHコンロ、オーブントースター、電子レンジ、仏間には、ストーブ、エアコン、応接用テーブル及び椅子、1階空き部屋（兼クローゼット）には複数のタンスと多数の衣類、2階の寝室にはベッド、液晶テレビ及び、座敷には来客用と見られる布団があり、2階の空き部屋のうち、A氏が宿泊時利用する部屋にもテレビとストーブがあった。

これらの家財道具は、リビングのストーブやIHコンロについては本件期間以後に買換えがあったものの、型式等により、本件期間以前から同等のもので大鰐町宅に備えられていたものと認められる。

(3) 大鰐町宅の光熱水費等の状況

ア 大鰐町宅の電気の使用状況

(イ) 事業者発行の明細等及び大鰐町宅に設置されていたスマートメーター（電力をデジタルで計測して通信機能を併せ持ち、30分ごとの電気使用量を計測することができる新型メーター）の記録により確認・算出した大鰐町宅の電気の使用

用状況、総務省家計調査報告の2022年1～3月期から2023年1～3月期までの各四半期ごとの単身世帯の電気料金の平均との比較をまとめる以下のとおりである。

使用年月	使用期間	使用量 (kWh)	料金 (円) A	家計調査報告単身世帯平均 (円) B	A/B (%)
令和4年1月	不明	125	4,528	8,928円	50.7
令和4年2月	不明	84	3,646	8,928円	40.8
令和4年3月	不明	81	3,643	8,928円	40.8
令和4年4月	不明	69	3,373	6,882円	49.0
令和4年5月	不明	68	3,375	6,882円	49.0
令和4年6月	不明	89	3,919	6,882円	56.9
令和4年7月	不明	95	4,071	6,095円	66.8
令和4年8月	不明	90	3,944	6,095円	64.7
令和4年9月	8/19～9/19	78	3,638	6,095円	59.7
令和4年10月	9/20～10/18	64	3,281	6,867円	47.8
令和4年11月	10/19～11/17	64	3,281	6,867円	47.8
令和4年12月	11/18～12/18	99	4,173	6,867円	60.8
令和5年1月	12/19～1/18	158	5,935	11,730円	50.6

※ 使用期間の記載されていない事業者の「電気料金のお知らせ」により確認した期間については、厳密な使用期間は不明であるが、おおむね請求年月の前月18日から当月18日までの期間である。

(4) また、上記の表について、電気料金から基本料金を除き、実際に使用した電量に応じて請求される従量料金により比較した場合は次のとおりである。

使用年月	使用期間	使用量 (kWh)	料金 (円) 【従量分】 A	家計調査報告単身世帯平均 (円) 【従量分】 B	A/B (%)
令和4年1月	不明	125	2,878	7,773	37.0
令和4年2月	不明	84	1,996	7,773	25.7
令和4年3月	不明	81	1,993	7,773	25.6
令和4年4月	不明	69	1,723	5,727	30.1
令和4年5月	不明	68	1,725	5,727	30.1
令和4年6月	不明	89	2,269	5,727	39.6
令和4年7月	不明	95	2,421	4,940	49.0
令和4年8月	不明	90	2,294	4,940	46.4

令和4年9月	8/19～9/19	78	1,988	4,940	40.2
令和4年10月	9/20～10/18	64	1,631	5,712	28.6
令和4年11月	10/19～11/17	64	1,631	5,712	28.6
令和4年12月	11/18～12/18	99	2,523	5,712	44.2
令和5年1月	12/19～1/18	158	4,285	10,575	40.5

※ 大鰐町宅は事業者発行の明細書より、50アンペア、基本料金1,650円。

※ 家計調査報告については、東京電力エナジーパートナーの調査による一般家庭の契約アンペア数の平均が34.88アンペア(2015年)であったことから、東北電力の30アンペアと40アンペアの基本料金の平均1,155円を基本料金分として試算。

イ 大鰐町宅の時間帯ごとの電気使用量の動き

(7) 大鰐町宅に設置されていたスマートメーターにより、本件期間を含む令和4年8月1日から同年12月31日までの期間について、24時間におたり30分ごとの電気使用状況の記録を確認した。

(4) その結果、本件期間のうち、1日の電気使用量が最も少なく(1.6kWh1日、1.7kWh9日)、かつ電気使用量の推移が平坦な日は、終日、おおむね規則的に「0.1kWh、0.0kWh、0.1kWh」又は「0.1kWh、0.0kWh、0.1kWh」のように、0.1kWhが1時間おき又は1時間半おきに記録されていた。(小数点2位以下切り捨てのため、表示が0.0kWhのときは、0.1kWh未満の電気使用量が累積している。)

(4) これを大鰐町宅に人が不在のときの基準とすると、これに対し、0.1kWhが1時間連続するのを2回以上繰り返した場合や、0.1kWhが1時間半以上連続した場合は、不在時と異なる電気使用量のパターンとなり、人為的に電気が使用されたことが推認できることから、電気使用量が有意に上昇しているものとした。

(5) そして、本件期間中、大鰐町宅における夜18時から翌朝8時の時間帯で、このような電気使用量の有意な上昇が見られた日は次のとおりであった。

本件期間 (日数)	18時～8時に電気使用量の有意な上昇のあった日
9/4～9/30 (27日)	16日
10/1～10/31 (31日)	7日
11/1～11/30 (30日)	13日
12/1～12/4 (4日)	4日
合計 (92日)	40日

ウ 大鰐町宅における水道の使用状況

事業者発行の明細により確認した大鰐町宅の水道の使用状況及び東京都水道局

の令和2年度生活用水実態調査の1人世帯の水道使用量の平均をまとめると、次のとおりである。

検針年月	使用期間	使用量(m ³)	東京都水道局 1人世帯平均 (m ³)
令和4年1月	12/1～1/4	(推定) 2	8.1
令和4年2月	1/4～2/1	(推定) 2	8.1
令和4年3月	2/1～3/1	(推定) 2	8.1
令和4年4月	3/1～4/1	(精算) 1	8.1
令和4年5月	4/1～5/1	0	8.1
令和4年6月	5/1～6/2	0	8.1
令和4年7月	6/2～7/1	2	8.1
令和4年8月	7/1～8/1	1	8.1
令和4年9月	8/1～9/1	1	8.1
令和4年10月	9/1～10/1	0	8.1
令和4年11月	10/1～11/1	1	8.1
令和4年12月	11/1～12/1	1	8.1
令和5年1月	12/1～1/4	(推定) 0	8.1
令和5年2月	1/4～1/30	(精算) 1	8.1

※ (推定) としている月は、積雪等により検針をしていないため、(精算) としている月との合計で調整しており当該期間の実際の使用量となる。

エ 大鰐町宅におけるガスの使用量

大鰐町宅においては、コンロはIHコンロを使用し、給湯は灯油ボイラーを使用していることから、ガスの使用はない。

オ 大鰐町宅における灯油の使用状況

(イ) 大鰐町宅における灯油の購入状況については、申立人から提出された納品書によると次のとおりである。

購入日	数量(ℓ)	納品書宛名
令和4年11月14日	120	申立人
令和4年11月19日	190	申立人
令和4年12月1日	117	申立人の選挙事務所

(ウ) 上記購入履歴のうち、令和4年11月14日に購入した120リットル及び同月19日に購入した190リットルについて、大鰐町宅に配達してもらったとの申立人の証言があるが、これら灯油の実際の使用状況については、これを推認できる客観的な資料がなく、不明である。

(4) 申立人の生活・活動の状況

ア レジュートや領収書、議会の出席記録等の客観的資料により確認できた買い物、食事、通院及び議員活動等の申立人の活動の件数及び当該活動によりその地域への潜在が確認できた日数を地域ごとにまとめると次のとおりである。

年月	大鰐町内	平川市内	弘前市内	黒石市内
(イ)は本件期間の日数				
令和4年9月(27日)	11日(13件)	0日(0件)	10日(11件)	3日(3件)
令和4年10月(31日)	5日(6件)	0日(0件)	12日(12件)	4日(4件)
令和4年11月(30日)	18日(35件)	3日(4件)	9日(9件)	0日(0件)
令和4年12月(4日)	4日(15件)	0日(0件)	1日(1件)	0日(0件)
合計(92日)	38日(69件)	3日(4件)	32日(33件)	7日(7件)

イ 町委員会の調査によれば、当選人が利用していると証言した大鰐町内の温泉施設2か所のうち1か所で実施した聞き取りにおいて、2名の湯守のうち1名から、週に3回から4回申立人が来ているのを見かけるとの証言があった。

ウ 大鰐町宅には固定電話を設置し、津軽新報を年間購読している。また、申立人宛での郵便物は、大鰐町宅に問題なく配達されている。

エ 申立人の運転免許証、及び申立人が所有する2台の自動車に係る車検証、自賠責保険証明書、住所は、大鰐町宅となっている(うち1台の自賠責保険証明書のみ、令和4年11月の契約更新時に、大鰐町内の申立人の選挙事務所の所在地から大鰐町宅の所在地に変更している。)

オ 申立人の選挙事務所については、申立人の前住所であり、過去に経営していた洋品店の店舗兼自宅の建物が現存しており、これを選挙事務所としている。申立人の証言によれば、事務所開きは令和4年11月19日であり、選挙事務所に寝泊まりしたのは、証言が変遷したのち、同年12月1日及び同月2日とのことである。

また、選挙事務所について、本件期間中の電気、水道、ガスの使用状況を事業者発行の明細書やスマートフォンメモの記録により調査したところ、いずれも令和4年11月以降の使用実績が認められたが、選挙事務所として利用されていたことから、複数の者の出入りが想定されるため、これら光熱水費の使用状況からは、申立人の選挙事務所への潜在状況は不明である。

(5) 大鰐町宅周辺の住人の証言

町委員会が行った大鰐町宅の近隣住民への聞き取り調査によると、次のような証言があった。

住人1 日中は仕事をしているため、申立人が住んでいるかは、よくわからない。私が班長で、申立人に回覧板を届ける係だったが、朝早く持っていくため、住んでいるかまでは解らない。8月の早朝に草取りをしていた時、申立人の車が停まって声を掛けられたが、申立人を直接見たのはそのくらいだと思う。

住人2 班長になって、集金などで何回訪問しても居ないため、携帯電話に連絡していた。日中に軽トラックで行き来する申立人を見かけると、クラクションを鳴らしてくるが、夜は家に居ないようだ。噂だと平賀(平川市)に行っているようだと言っている。最近では申立人を見かけていないが、選挙前にゴミ出しをしていた時、軽トラックでクラクションを鳴らして呼び止められ、この辺で議員をやる人が居ないから、やって欲しいと言われて、出馬するとは言っていた。

住人3 大鰐に住んでいないという噂になっているのは聞いたことがある。以前、班長をやっていた時に集金に行っても、全然会うことができず、携帯電話に電話して集金した。居るとも居ないともし言えない状況。私がここに住んでいても、申立人と会うことはない。

住人4 仕事柄、申立人の本町の住居に灯油の配達をしているが、今年は1回も行っていないので、住んでいないのではないかと。2～3年前に尾上(平川市)の内縁の妻の住居に、ストーブの注文があり新品を設置した。ここ3箇月の感覚からすると、日中は車に乗っているのを見かけるが、夜は見ることがないので、申立人は居ないと思う。

住人5 朝は居ないが、昼は車で来ている。夜は泊っていないようだ。大鰐に居る時もあるようだが、申立人の内縁の妻が尾上(平川市)なのであつち居るようだ。一番最近だと、車で行き来している申立人を日中に見かけた程度である。

(6) A氏宅の土地、建物等の状況

ア A氏宅に係る登記事項証明書によると、A氏宅の土地及び建物の所有者は、土地については平成4年9月14日から、建物については平成15年3月1日から、いずれもA氏である。また、建物の所在は平川市、種類は居宅及び店舗、構造は木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建てで、床面積は1階181.52㎡、2階73.69㎡である。

また、住民票によれば、A氏はA氏宅の所在地に住民登録をしており、A氏は単身世帯である。

イ 当委員会が令和5年12月27日にA氏宅実施した検証の結果、主な間取りとして1階には玄関、リビング(LDK)、トイレ、座敷(和室2室)、店舗スペース及び店舗トイレがあり、2階には、A氏の寝室、子供部屋、浴室、脱衣・洗面所兼トイレ及び納戸があった。

ウ A氏宅に置かれていた主な家電製品については、1階はリビング(LDK)に液晶テレビ、ストーブ、冷蔵庫、冷凍庫、炊飯器、電子レンジ、食洗器、オーブントースター、ワットサージチェア、座敷にエアコン、ストーブ、2階は脱衣所に洗濯機があり、寝室に液晶テレビ、エアコン、ストーブ、空気清浄機、店舗部分にはステレオ・ラジオ、湯沸かしポット、空気清浄機2台などがあつた。

(7) A氏宅の光熱水費等の状況

ア A氏宅の電気の使用状況

(イ) 事業者発行の明細等及びA氏宅に設置されていたスマートメーターの記録に より確認・算出したA氏宅の電気の使用状況、総務省家計調査報告の2022年7～9月期から2022年10～12月期までの各四半期ごとの東北地方の総世帯(世帯人員平均2.07人～2.10人)の電気料金の平均との比較をまとめると以下のとおりである。

使用年月	使用期間	使用量 (kWh)	料金(円) A	家計調査報告 総世帯平均 (円) B	A/B (%)
令和4年9月	8/16～9/16	358	11,735	8,714	134.7
令和4年10月	9/17～10/16	348	13,041	10,094	129.2
令和4年11月	10/17～11/15	356	12,655	10,094	125.4
令和4年12月	11/16～12/16	390	不明	10,094	不明

※ 令和4年11月16日～同年12月16日分は、領収書等がなくスマートメーターの電気使用量を積算したため料金は不明。

(イ) また、上記の表について、電気料金から基本料金を除き、実際に使用した電 気量に応じて請求される従量料金により比較した場合は次のとおりである。

使用年月	使用期間	使用量 (kWh)	料金(円) 【従量分】 A	家計調査報告 総世帯平均 (円) 【従量分】 B	A/B (%)
令和4年9月	8/16～9/16	358	9,755	7,559	129.1
令和4年10月	9/17～10/16	348	11,061	8,939	123.7
令和4年11月	10/17～11/15	356	10,675	8,939	119.4
令和4年12月	11/16～12/16	390	不明	8,939	不明

※ A氏宅は事業者発行の明細より、60アンペア、基本料金1,980円。

※ 家計調査報告については、東京電力エナジーパワの調査による一般家庭の契約アンペア数の平均が34.88アンペア(2015年)であつたことから、東北電力の30アンペアと40アンペアの基本料金の平均1,155円を基本料金分として試算。

イ A氏宅に設置されていたスマートメーターにより、本件期間を含む令和4年8月1日から令和4年12月31日までの期間について、24時間にわたり30分ごとの電気使用状況の記録を確認した。その結果、A氏宅では本件期間中のほぼすべての日について、少なくとも朝8時から12時及び夜18時から24時の時間帯に、通常就寝している時間帯とは明らかに異なる、人為的に家電製品を使用したとみられる

顕著な電気使用量の上昇が見られた。

ウ A氏宅の水道の使用状況

(7) 事業者発行の明細により確認したA氏宅の水道の使用状況及び東京都水道局の令和2年度生活用水実態調査の2人世帯の水道使用量の平均をまとめると、次のとおりである。

調定年月	使用期間	使用量(m ³)	東京都水道局 2人世帯平均 (m ³)
令和4年1月	不明	11	14.9
令和4年2月	不明	12	14.9
令和4年3月	不明	12	14.9
令和4年4月	不明	12	14.9
令和4年5月	不明	6	14.9
令和4年6月	不明	4	14.9
令和4年7月	不明	8	14.9
令和4年8月	不明	16	14.9
令和4年9月	不明	17	14.9
令和4年10月	不明	15	14.9
令和4年11月	不明	10	14.9
令和4年12月	不明	9	14.9
令和5年1月	不明	11	14.9
令和5年2月	不明	8	14.9

※ 事業者発行の明細から正確な使用期間は不明であるが、調定年月の前月1日～5日の前回検針日から当月1日～5日の検針日までが使用期間である。

エ A氏宅のガスの使用状況

事業者発行の領収書により確認したA氏宅のガスの使用状況及びインターネットプロパンガス料金比較サイト「enepi(エネピ)」を運営する株式会社じげんの調査による青森県の2人世帯のガス使用量の平均をまとめると、次のとおりである。

検針年月日	使用期間	使用量(m ³)	料金比較サイト 運営企業調査 2人世帯平均 (m ³)
令和4年9月3日	8/4～9/3	2.0	4.1
令和4年10月3日	9/3～10/3	3.0	3.3
令和4年11月3日	10/3～11/3	1.9	5.3

令和4年12月3日	11/3～12/3	1.3	7.5
-----------	-----------	-----	-----

※ 令和4年10月3日から同年11月3日の期間については、手書きの領収書で使用量が不明であったため、前後の領収書から推計した。

オ A氏宅の灯油の購入状況

事業者発行の領収書から確認したA氏宅における灯油の購入量は次のとおりである。

購入日	数量(l)
令和4年1月5日	200
令和4年2月4日	190
令和4年3月22日	220
令和4年8月27日	200
令和5年1月16日	260

(8) A氏宅の近隣住人の証言

町委員会が行ったA氏宅の近隣住民への聞き取り調査によると、次のような証言があった。

住人1 黒のダインツや軽トラは停まっていることがある。申立人の駐車場は、A氏の住居の奥側左側のカーポートに停めている。夜はわからないが、営業時間内で朝雪かきをしているのを見かける時がある。雪かきをしている状況等から、4～5年以上前から申立人を見かけていた。軽トラは除雪機を積んでいるのを見つけた。去年、A氏が住居前で車を側溝に落とした時、申立人から助けを求められたことがある。尾上野球場前の防雪壁を建設するとき、「大鰐の町会議員だ！知らないのか？」として名乗り、協力依頼があった。大鰐のお客様が、「申立人ここに住んでいるのかあ」と言っていたことがあった。

住人2 他の家の事なので、あまり言えないが、申立人が泊まっていないとは言えない。ここに住んでいるのは、ずっと前からで近所でも噂になっている。申立人が週に何回泊まっているかは解らないが、泊まっているのは見かける。申立人の車は、歯医者側のカーポートに停めている。誰が見ても、車が停まっているのは解る。続けて何日か申立人の車を見ることがあるが、何年も前から行ったり来たりしているようだ。選挙の時期は、大鰐にも行っていったようだ。噂が立つということは、何かしらあるということだ。

住人3 日中は仕事のため解らないが、夕食の時間は申立人の車が停まっているのを見かける。4～5年前から見かけるし、軽トラをよく見る。回覧板を持っていくと、申立人がA氏の住居に居るのを見る。夕食の際に、申立人が居るのを見る。冬は軽トラで来て、除雪をしているのを見た。一番直近は、お盆に申立人本人を見た。

住人4 常時見ているわけではないが、申立人をしょっちゅう見かける。A氏が住居を建てて10年程度になるが、申立人が来ているのは確かだ。

住人5 頻繁ではないが、朝6時頃、A氏の住居付近で犬を散歩していると、軽トラックで作業をしている申立人を見かけることがあった。県道側のカーポートに車が停まっているのを見るが、それが申立人のものかは解らない。

3 判断

(1) 電気の使用状況について

ア 大鰐町宅の本件期間を包括する期間の電気料金は、家計調査報告による北海道・東北地方の1人世帯平均と比べて前半は4割から5割、後半でも6割程度となっている。さらに基本料金を除き、より電力使用量の実態を反映する従量料金を試算し比較すると、その割合は1人世帯平均の3割から4割程度となり、さらに一人世帯平均との乖離が大きくなる。

イ 申立人は、上記電気料金の少なさについて、自らは節約意識が高く、必要最小限の電気しか使用しない旨主張しているが、申立人が15日程度入院していた令和4年4月や同年8月の電気料金が、申立人の証言によれば主に大鰐町宅に寝泊まりしていたはずの本件期間中と比べて同程度、または入院していた月のほうが多いことを考えると、入院中に親族やA氏が着替えなどを取りに立ち入っていたことを考慮しても、上記のような1人世帯平均との大幅な乖離は、本件期間中において申立人が大鰐町宅を不在にしていた日が相当多いことに起因していると推認するのが相当である。

ウ また、大鰐町宅において、夜18時から朝8時の時間帯の電気使用量の有意な動きがあった日は、本件期間92日のうち40日となっている。これは、申立人が主に5時から6時に起床し、20時以降に就寝するという証言に基づき、通常就寝する時間の前後を含む時間帯に人為的な電気使用量の上昇が認められれば、当該日は大鰐町宅に寝泊まりしたものと推定するものである。しかも、この有意な動きは、申立人が相当電気を節約しているとの証言を考慮して、必要最低限の電気を使用した場合を想定したものであるから、本件期間92日のうち、申立人が大鰐町宅において寝泊まりした日は、最大でも40日を超えることがなかったと推認するのが相当である。

エ このことは、大鰐町宅における月ごとの電気料金が一人世帯平均より大幅に少ないことについて、申立人が大鰐町宅を不在とする期間が相当多かったためとする前記イの推認とも整合する。

オ 一方、A氏宅の月ごとの電気料金については、本件期間を通じて料金全体と従量料金のいずれにおいても、家計調査報告の総世帯平均（世帯人数平均2.07人～2.10人）を少し超える程度であり（電気料金の不明な12月使用分についても、判明している電気使用量から同様とみられる）、実質的に2人世帯平均を少し超え

る程度の電力を使用している。もっとも、A氏宅には申立人のほか、A氏の母や弟ほか多数の者が出入りしていたことや、A氏が不在時も照明等をつけたままにするなど、電気を多く使用する生活様式であったとの証言を考慮すると、A氏宅に申立人の生活の本拠があったかどうかの推認までは困難であるが、少なくとも、A氏宅の電気料金は、本件期間を通じて、2名の者がA氏宅で生活していたとしても矛盾しないものであると認められる。

(2) 水道の使用状況について

ア 大鰐町宅の水道使用量は、本件期間を通じて、0㎡又は1㎡となっており、東京都水道局の調査による1人世帯平均に比べると、大幅に少ない。

イ 大鰐町宅を生活の本拠として寝泊まりしていた場合、最低でも一日あたりトイレを2回（1回130）、その他（洗面、手洗い、食器洗い等）の蛇口開栓を1分間（1分間120）行い、また、洗濯は大鰐町宅で月に4回（1回1070）行うとして試算すると、潜在日数に応じた使用水量は次表のとおり（洗濯は申立人の証言から本件期間を約3か月とし、合計12回として推計）。これは、大鰐町宅では入浴や自炊をせず、洗濯は1週間に1回行う等の申立人の証言を最大限考慮した上での必要最低限の水量である。

潜在日数	15日	20日	30日	45日	60日	90日
使用水量	1.85㎡	2.04㎡	2.42㎡	2.99㎡	3.56㎡	4.70㎡

ウ また、検針を行っていない12月使用分を除き、本件期間の大部分を包括する令和4年9月1日から同年12月1日の3か月分の水道使用量について、端数分も含めて推計すると、令和4年9月1日の検針値（メーター設置以降の合計値）が16㎡で、同年12月1日の検針値が18㎡であり、水道の検針は小数点以下を読まないことから、この3か月間の水道使用量は1.0001㎡（16.9999㎡～18.0000㎡）以上2.9999㎡（16.0000㎡～18.9999㎡）以下であり、1か月平均は0.3333～0.9999㎡である。

エ これを前記イの必要最低限の使用水量及びそれにより可能な大鰐町宅での寝泊まりの日数に照らすと、令和4年9月1日から同年12月1日までの合計92日においては、水道使用量の端数を最大とし、かつ、水道の使用を最低限に抑制したとしても、最大でも92日中45日程度しか大鰐町宅で寝泊まりすることができないこととなる。本件期間が令和4年9月4日から同年12月4日であり、上記期間とは数日ずれていることを考慮しても、大鰐町宅のこのような水道使用量では、申立人が大鰐町宅で寝泊まりしたのは本件期間の92日中でも、半数以下の日数であったと推認するのが相当である。

オ なお、検針を行っていない12月使用分の精算を行った1月使用分までを含めた令和4年9月から令和5年1月までの5か月間の水道使用量で見ても、令和4年9月1日の検針値が16㎡で、令和5年1月30日の検針値が19㎡のため、この5か

月間の水道使用量は2,0001㎡(16,9999㎡以上3,9999㎡(16,0000㎡～19,9999㎡)以下となり、1か月平均は0,4000～0,7999㎡となることから、本件期間をすべて包摂する期間においても、水道使用量が一人世帯平均を大幅に下回る傾向が変わらないことが認められる。

カ また、令和3年12月使用分から令和4年3月使用分までの4か月間の水道使用量を同様に端数分まで推計すると、6,0001㎡(5,9999㎡～12,0000㎡)以上7,9999㎡(5,0000㎡～12,9999㎡)となっており、これと比べると、ウの令和4年9月から同年11月までの3か月間の使用分は半分以下、オの令和4年9月から令和5年1月までの5か月間の使用分は3分の2以下となっており、同じ申立人の水道使用量の推移の中でも、これらの本件期間を含む期間の水道使用量が相当少ないことがわかる。

キ A氏宅の水道使用量は、本件期間については9㎡から15㎡の間で推移しており、東京都水道局調査の1人世帯平均よりは多いものの、電気使用量と同様に、申立人のほか複数の者が出入りしていたことを踏まえると、この水道使用量からただちにA氏宅を申立人の生活の本拠と推認することはできない。

一方で、東京都水道局調査による2人世帯の水道使用量の平均は14.9㎡であるが、同じく東京都水道局の令和3年度一般家庭水使用目的別実態調査によると、家庭の水使用のうち、43%は風呂に使われていることである。この点、A氏は主に公衆浴場を使用し、A氏宅の浴室は使用していないとの証言を踏まえると、風呂使用分を除いた2人世帯の水道使用量の平均は8.5㎡と試算できることから、A氏宅の水道使用量は、本件期間を通じて2名の者がA氏宅で生活していても矛盾しないものであると認められる。

(3) ガスの使用状況について

大鰐町宅ではIHコンロ及び給湯用の灯油ボイラーを使用しており、ガスを使用していないことから、A氏宅では一定のガス使用があるものの、ガスの使用量の比較により、申立人の生活の本拠を推認することはできない。

(4) 灯油の購入状況について

大鰐町宅において11月中旬に一定量の灯油を購入しており、前年の冬からの灯油の残量や、ストーブの稼働状況が不明であることから、灯油の購入量からは申立人の生活の本拠を推認することはできない。

(5) 本件期間中の申立人の光熱水費以外の生活状況について

レシートや議会の出席記録等の客観的資料により、申立人が大鰐町内で買い物や議会の出席などの活動をしたことが確認できた日は本件期間の過半に及ばず、また、大鰐町内の公衆浴場の湯守2名のうち1名が、申立人が令和4年9月から同年12月の間、週に3、4回は来ていたと証言していること及び大鰐町宅に新聞や申立人宛での郵便物が届けられていたことについては、大鰐町宅とA氏宅は車で片道30分以

内の距離であることからすると、大鰐町内で公衆浴場を利用した前後にいずれの場所に行くことも可能であるし、郵便物や新聞を大鰐町宅に取りに行くことも容易であることから、申立人の生活の本拠に関する認定に影響を及ぼす事情とはいえない。

(6) 近隣住民の証言等について

ア 大鰐町の近隣住民の証言については、申立人を日中はまれに見かけるもの、朝に見かけることはなかったことや、集金のため申立人に会おうとしても会えなかったというものが多いが、集金の時間帯が判然としないこともあり、申立人が朝に外出していくのに遭遇せず、申立人が外出している頻度が多かったということ以上のごとは推認できない。近隣住民の家と大鰐町宅の位置関係や距離からすると、夜間の申立人の滞在状況を部屋の明かりなどで随時確認できたとは考えにくく、夜は見えない、見ないという証言は推測の域を出ず、申立人が大鰐町宅で寝泊まりしていなかったことを裏付ける証言とまでは認められない。

イ A氏宅の近隣住民の証言については、日中に頻繁に申立人を見かけることがあったとの証言がある一方で、早朝時に申立人を見かけたとする証言は、その頻度は頻繁ではないとしており、これも申立人がA氏宅を訪問していたことを裏付けるとまでは言えない。もっとも、申立人がA氏宅を訪問していたこと自体は、申立人及びA氏の証言とも整合することから、少なくとも申立人が複数の住民に目撃されるような頻度で日常的に大鰐町宅とA氏宅を行き来していたことは推認できるものである。

(7) 申立人の生活の本拠について

ア 申立人及びA氏の証言並びにA氏宅の電気、水道、ガスの使用状況から、本件期間中、申立人が生活の場所として利用することができたのは、大鰐町宅とA氏宅のいずれかであったと推認される。

イ 申立人の大鰐町宅での光熱水費の状況は、本件期間において、客観的な証拠から確認できる電気料金や水道使用量が一般的な単身世帯の平均値より相当少なく、また、夜間から朝にかけて電気の使用量の有意な動きが見られる日の少なさや、申立人の証言に基づいてもなお水道の使用量が生活に最低限必要な使用量を大きく下回る状況からみて、申立人が大鰐町宅で寝泊まりしたのは、本件期間のうち半数を下回ることが推認される。

この推認を覆すに足るその他の客観的資料が申立人から提出されることはなく、また、当委員会の調査においても見つからなかったことを踏まえれば、本件期間における申立人の生活の本拠は、大鰐町宅になかったと認めるのが相当である。

(8) まとめ

以上により、申立人は、令和4年12月4日の時点で引き続き3か月以上、大鰐町の区域内に住居を有していたとは認められず、本件選挙の被選挙権を有していない。

第3 結論

以上によれば、申出人の本件審査の申立ては、理由がない。
よって、当委員会は主文のとおり裁決する。

令和6年2月16日

青森県選挙管理委員会

委員長 畑 井 義 徳

法第207条の規定により、この裁決に不服のあるときは、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は法第215条の規定による告示の日から30日以内に、仙台高等裁判所に訴訟を提起することができる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭